三春町告示第82号

平成27年9月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年8月14日

三春町長 鈴 木 義 孝

1 日 時 平成27年8月21日(金)午前10時

2 場 所 三春町議会議場

平成27年8月21日、三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

- 1 応招議員・不応招議員
 - 1) 応招議員(16名)

1番	隂	Щ	丈	夫	2番	渡	辺	泰	譽	3番	影	Щ	初	吉
4番	佐	藤		弘	5番	本	田	忠	良	7番	儀	司	公	治
8番	渡	辺	正	久	9番	三	瓶	文	博	10番	佐ク	【間	正	俊
11番	佐	藤	_	八	12番	橋	本	善	次	13番	鈴	木	利	
14番	日日	下部	三	枝	15番	小	林	鶴	夫	16番	渡	邉	勝	雄

- 2) 不応招議員 なし
- 2 会議に付した事件は次のとおりである。
 - 議案第66号 町道路線の認定について
 - 議案第67号 三春町帰還環境整備交付金基金条例の制定について
 - 議案第68号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第69号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第70号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第71号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第72号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第73号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - 議案第74号 平成27年度三春町一般会計補正予算(第2号)について
 - 議案第75号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第76号 平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第77号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第78号 平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について
 - 議案第79号 平成26年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第80号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第81号 平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第82号 平成26年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第83号 平成26年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第84号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第85号 平成26年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第86号 平成26年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算 認定について
 - 議案第87号 平成26年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第88号 平成26年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第89号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

報告事項

- 報告第4号 平成26年度財政の健全化に関する比率の報告について
- 報告第5号 平成26年度三春町第三セクターの経営状況報告について

平成27年8月21日(金曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 隂 山 丈 夫 2番 渡辺泰譽 3番 影 山 初 吉 4番 佐藤 弘 7番 儀 同 公 治 5番 本田忠良 9番 三 瓶 文 博 8番 渡 辺 正 久 10番 佐久間 正 俊 12番橋 本善次 14番 日下部 三 枝 13番 鈴木利一 15番 小 林 鶴 夫 16番 渡邉勝雄

2 欠席議員は次のとおりである。

11番 佐藤 一八

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長

佐久間 收

書記 渡辺慎哉

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町		長	鈴	木	義	孝	
副	町	長	橋	本	國	春	

総	務	課	長	 工	藤	浩	之	財	務	Ē	 果	長	佐	久間	幸	久
住	民	課	長	新	野	徳	秋	除	染丸	寸 策	課	長	村	田	浩	憲
税	務	課	長	本	間		徹	保	健礼	畐 祉	課	長	佐	久間	孝	夫
産	業	課	長	佐	藤	哲	郎	建	設	Ī	果	長	伊	藤		朗
会 会	計 管 計	理 者 室	兼長	遠	藤	弘	子	企	業	 月	∄	長	増	子	伸	<u> </u>

教育委員会委員長	武	地	優	子	教	育	長	遠	藤	真	弘
教育次長兼教育課長	影	Щ	敏	夫	生 涯	学習調		滝	波	広	寿

農業委員会会長 宗 形 義 匡

代表監查委員 大津 茂

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年8月21日(木曜日) 午後1時40分開会

- 第 1 議員辞職の報告
- 第 2 議会運営委員会委員長辞任の報告
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議会運営委員会委員の辞任の件
- 第 6 議会運営委員会委員の選任の件
- 第 7 議会運営委員会委員長互選結果の報告
- 第 8 諸般の報告
- 第 9 議案の提出
- 第10 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第11 議員提出議案の趣旨説明

- 第12 議案の質疑
- 第13 監查報告
- 第14 議案の委員会付託
- 第15 陳情事件の委員会付託
- 第16 報告事項
- 6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後1時40分)

………・・ 欠席届の報告 ・・………

○議長 会議に先立ち報告いたします。

11番佐藤一八君から病気入院のため、欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

- ○議長 ただいまより、平成27年三春町議会9月定例会を開会いたします。脱衣を許しま す。ただちに本日の会議を開きます。
- ○議長 日程第1により議員の辞職について報告いたします。 8月18日付けで本多一安君より、議員の辞職願いが提出され、同日、辞職を許可したので報告いたします。
- ○議長 日程第2、議会運営委員会委員長辞任について報告いたします。

ただいま、佐久間正俊君から一身上の都合により、議会運営委員会委員長を辞任したいとの願い出があり、議会運営委員会において辞任を許可した旨、報告がありましたので報告いたします。

………・・ 会議録署名議員の指名 ・・………

○議長 日程第3により、会議録署名の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番本田忠良君、7番儀同公治君の ご両名を指名いたします。

………・・ 会 期 の 決定 ・・………

○議長 日程第4により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月1日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より9月1日までの12日間と決定いたしました。 なお、会期日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたしますので、 ご了承願います。

………・・ 議会運営委員会委員の辞任 ・・………

○議長 日程第5により、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

ただいま、佐久間正俊君から一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。地方自治法第117条の規定によって、佐久間正俊君の退場を求めます。

(佐久間正俊君退場)

○議長 お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、佐久間正俊君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

○議長 佐久間正俊君の入場を求めます。

(佐久間正俊君入場)

○議長 ここで、議会運営委員会委員選任の件で、暫時休憩いたします。再開は、おって連絡いたします。議員は、全員協議会室へご移動願います。

(休憩 午後1時45分)

<休 憩>

(再開 午後1時48分)

………・・ 議会運営委員会委員の選任 ・・………

- ○議長 それでは、休息を閉じて、日程第6議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。
- ○議長 ただいま議会運営委員に1名の欠員が出ております。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するとありますので、議会運営委員に本田忠良君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、決定いたしました。

- ○議長 委員長の辞任により、委員会条例第6条第2項の規定により、委員互選によって委員長を選任のうえ報告願います。
- ○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は、おって連絡いたします。ただちに、議会運営委員会を開催願います。

(休憩 午後1時50分)

<休 憩>

(再開 午後1時53分)

………・・ 議会運営委員会委員長互選の結果の報告 ・・………

- ○議長 日程第7、議会運営委員会委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。
- ○議長 議会運営委員会より、委員長に渡辺泰譽君が選任された旨の届け出がありましたので報告いたします。

………・・ 諸 般 の 報 告 ・・………

○議長 日程第8により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成27年度、第3回・4回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

………・・ 議 案 の 提 出 ・・………

○議長 日程第9により、議案の提出を行います。

提出議案はお手元にお配りしました「議案第66号町道路線の認定について」から「議案

第89号三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」までの24議案であります。

………・・ 町長挨拶並びに提案理由の説明 ・・………

- ○議長 日程第10により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。 鈴木町長!
- **○町長** 9月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。

最初に除染事業に関する取組状況についてであります。

平成26年5月に中郷地区、7月には三春地区、そして、27年3月には岩江地区で仮置き場の造成工事を終え、町内全ての地区で仮置き場が完成いたしました。これにより、町内全域で除染のための事前調査、及び住宅地・町道等の除染が行われることになりました。

次に、避難自治体への復興支援、復興公営住宅建設についてであります。

現在は、葛尾村の復興公営住宅建設に向けた造成工事が恵下越地内に、また、富岡町等を 対象とする県営の復興公営住宅建設が平沢四合田地内で進められております。

また、沢石応急仮設住宅の用地返還に向けた協議も進めており、三春町としても、両自治体等の復興に向けた支援を継続して行って参ります。

続いて、平成26年度に町が重点施策として取り組んだ施策の主な成果と決算の概要について説明いたします。

第1は「原子力発電所事故による除染等対策に関する取組み」についてであります。除染事業については、先程申し上げたとおり、「三春町除染実施計画」に基づき除染作業を実施して参りました。放射性物質の測定・検査体制については、放射線量モニタリング調査や食品等放射能測定、小中学生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定等を継続して実施するとともに、子どもたちの甲状腺検査も実施いたしました。また、風評被害払拭のため、三春町をPRするマスコットキャラクター「こまりん」活用により、他自治体などへのイベント参加を行いました。

第2は「町有施設の整備に関する取組み」についてであります。新役場庁舎の建設については、平成25年8月時点で総事業費約12億円であったものが、その後の建設物価、労務費の高騰などから、当面の間、建設を見合わせることといたしました。三春小学校の校舎及び体育館の耐震補強大規模改造工事は7月に終了し、夏休み明けの8月末から使用することができました。この他、岩江小、中郷小及び岩江中学校の屋上防水工事を実施するとともに、三春中学校冷暖房設備移設工事を行うなど学校の教育環境整備に努めました。

第3は「人口減少・少子化対策に関する取組み」についてであります。第1保育所の公設 民営化については、公益財団法人星総合病院を指定管理者に選定し、平成27年3月30日 に基本協定を締結し、新年度からの移行に備えました。消費税率の引上げに伴い、子育て世 帯への影響緩和と消費の下支えを図るため、対象児童1人につき1万円の臨時特例給付金を 支給したほか、多子世帯への支援策として、18歳未満の子ども3人以上を養育している世 帯への第3子以降の在宅養育に対する手当支給、町立保育所・幼稚園の無料化等に加え、新 たに18歳未満の子ども2名以上を養育している低所得者世帯の第2子まで拡充いたしまし た。また、すくすく赤ちゃん応援事業として、紙おむつ粉ミルク等の購入に利用できる3万 円分の助成券を支給しております。このほか「町定住促進計画」に基づく各種施策を展開し、 町分譲地への販売斡旋報奨金や賃貸住宅家賃助成金などの交付を行いました。

第4は「街なか整備と地域活性化の推進に関する取組み」についてであります。中心市街

地「蔵」整備事業として3棟の蔵整備が完了し、三春まちづくり公社と連携した観光や商業の拠点ができました。通年型観光創造のため、春まつり、盆踊り、だるま市等の各種イベントを開催、支援したほか、27年度春の「ふくしまディスティネーションキャンペーン」を見据え、観光資源の掘り起こしに努めました。また、耕作放棄地の解消を図るため企業等へ中間保有農地の貸付を行ったほか、復興関連制度を活用し企業活動の支援を行いました。このほか、閉校した旧桜中学校の利活用について、三春まちづくり公社を指定管理者とし、株式会社福島ガイナックスの誘致など施設の利活用と地域活性化に努めました。

第5は「安全で安心して暮らせる生活環境の創造に関する取組み」についてであります。 町道太田線ほか7路線の改良、舗装事業を実施したほか、生活道路整備事業を12地区選定 し助成金を交付しました。三春北大橋橋梁の長寿命化事業に着手し、26年度は測量・実施 設計を行ったほか、県が進める桜川河川改修工事や飯野三春石川線などの県道改良事業に協 力・支援を行いました。また、岩江地区に防災コミュニティーセンターを、中郷地区蛇石地 内に地上式無蓋防火水槽を整備するとともに、御木沢分団に消防ポンプ車を配備するなど、 消防・防災設備の充実を図りました。このほか、土砂災害危険個所などの情報を提供するた め「三春町土砂災害ハザードマップ」の全戸配布や、町営バスの利便性向上のため岩江地区 に新路線を開設するなど、運行体制の拡充に努めました。

第6は「学校教育の充実とスポーツ・文化活動の推進に関する取組み」についてであります。学力検査テストの更新を行い結果分析に基づいた授業改善を進めたたほか、学力向上推進委員会を開催し、学力検査結果の分析をもとにした各学校の学力向上プランの実践と改善について協議を行ったほか、キャリア教育の取組みとして、中学2年生の教育課程に職場体験を位置づけ、関係機関の協力を得て推進いたしました。文部省委託の「インクルーシブ教育システム構築事業」により、教員の指導力向上と特性に応じた支援の充実を図りました。また、特別支援教育相談員の配置により、個々に応じた支援の充実を図ったほか、支援の必要な児童生徒への就学指導機関である就学指導審議会を運営いたしました。このほか、三春町交流館「まほら」と三春交流館運営協会による自主事業の開催、NPO法人三春町国際交流協会と連携して、姉妹都市ライスレイク市に中学生・交流員を派遣し、サマーキャンプを行いました。

第7は「町民の健康増進と福祉施策の充実に関する取組み」であります。集団検診の早朝及び土日開催や個別施設健診を継続し、未受診者への受診勧奨等により受診率向上に努めたほか、保健師による「きらめき健康出前講座」や、健康づくり推進委員の協力を得ながら、地域全体の健康保持に取り組みました。各地区の集会所などで通所介護予防事業「にこにこ元気塾」を実施したほか、参加者に問診を行って二次予防対象者の把握などを行いました。また、障がい者の福祉サービスのため、平成27年度から29年度までの成果目標及び障がい者福祉サービスの必要量などに関する第4期三春町障がい福祉計画を策定いたしました。このほか、障がい者総合支援法に基づく支援事業として、手話奉仕員養成研修事業を実施しております。

次に、「平成26年度決算の概要」についてであります。歳出決算額では、一般会計が72億9,851万円、特別会計では、国民健康保険特別会計等5事業の合計が83億3,329万円、また、水道事業等と病院事業4企業会計の合計は、13億8,859万円でありました。「町債」については、平成26年度末借入残高は、一般会計78億7,513万円となり、前年度と比較して2億6,293万円の減少となりました。また、水道事業等企業会計の借入残高は、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて35億5,388万円で、前年度と比

較して2億9,195万円の減となりました。

次は、「財政状況を示す指標」についてであります。経常収支比率については、93.8%と前年度より4.4ポイント増となりましたが、実質公債比率は9.2%と前年度より1.6ポイント減となりました。また、将来負担比率についても33.3%と前年度より13.5ポイント減となり、財政指標全般では年々改善しております。

次に、決算の総括についてであります。平成26年度は、重点施策でも申し上げたとおり、 東日本大震災・原発事故からの復旧復興を目指し、放射線量の測定や除染対策への取組みな ど、町民の安全・安心を確保する各種施策の推進を最優先に、積極的な展開を図りました。 また、経常業務につきましては、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、更なる町 民の福祉向上を目指し取り組んでおります。改めて議会をはじめ、町民の皆様に感謝申し上 げますとともに、今後とも町政発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会に提案しました議案につきましては、町道路線の認定をは じめ、条例の制定及び条例の一部改正、人事案件、補正予算、剰余金の処分と決算認定であ ります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであ りますので、慎重に審議されまして、全議案可決、同意、承認いただきますようお願い申し 上げ、開会にあたってのあいさつといたします。よろしくお願いしたいます。

………・・ 議員提出議案の提案理由の説明 ・・………

○議長 日程第11により、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

渡辺泰譽議会運営委員長!

○議会運営委員長 議案第89号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、三春町議会会議規則(昭和52年三春町議会規則第1号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年8月27日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 渡辺泰譽

提案の趣旨は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、 出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するため、本規則の一部を改正するものであ ります。

なお、三春町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、別紙のとおりでありま すので、慎重にご審議のうえ、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

………・・ 議 案 の 質 疑 ・・………

○議長 日程第12により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、「議案第66号町道路線の認定について」から「議案第89号三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第66号「町道路線の認定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第67号「三春町帰還環境整備交付金基金条例の制定について」を議題といたします。 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第68号「三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といた します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第69号「三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第70号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第71号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第72号「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第73号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第74号「平成27年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といた します。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第75号「平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第76号「平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議 題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第77号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第78号「平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第79号「平成26年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第80号「平成26年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を 議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第81号「平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第82号「平成26年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第83号「平成26年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を 議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第84号「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第85号「平成26年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第86号「平成26年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分、及び歳入歳出 決算認定について」を議題といたします。

剰余金計算書・処分計算書(案)、及び収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第87号「平成26年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題 といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第88号「平成26年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題 といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第89号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といた します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 日程第13により、監査報告について、監査委員から平成26年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

大津 代表監査委員!

〇代表監査委員

平成26年度各会計の決算審査について、報告をいたします。

監査委員は、私、大津と議会選出の渡辺泰譽委員でございます。

決算審査意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、審査の概要であります。

審査の期間は、平成27年7月13日から17日の5日間でございます。

審査の対象は、(1) の平成26年度三春町一般会計決算から、(11) の平成26年度三春町病院事業会計決算までの11件であります。

審査の方法は、あらかじめ町長から提出された、平成26年度一般会計・特別会計歳入歳 出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び平成 26年度基金運用状況調書並びに平成26年度公営企業会計決算書、収益費用明細書、固定 資産明細書、企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は、法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理は適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施しま した。

審査の結果は、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書に詳細に 報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、決算審査意見書の16ページに「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思います。16ページをお開きいただきたいと思います。

1. 財政運営全般について

歳入においては、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、地方創生関連の国庫支出金等により増となった。このような中で町税の徴収率は前年を上回り、県から表彰されたことは大変喜ばしい。また、他会計においても、高い徴収率が維持されておることは努力が伺える。今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努め、定住促進施策等に取り組むことで人口減少に歯止めをかけ、自主財源を確保することにより、財政基盤の安定に取り組むことを望むものであります。

歳出においては、岩江地区防災コミュニティーセンター建設工事費、維持補修費等により昨年度よりも歳出増となった。今後も、三春町第5次行財政改革大綱実施計画に基づき、事務事業の見直しや経費の縮減等を図り、効率的な財政運営に努めることが重要である。

町債残高については、定期償還や繰上償還により減少している。引き続き、町債発行の抑制や繰上償還の継続実施に務められたい。

財政指標については、中期財政計画を上回って改善が図られており、健全化の 方向に進んでいる。しかし、財政力指数及び将来負担比率は県内自治体の平均よ り下位にあることから、更なる改善を期待するものである。

2. 除染事業について

町内全地区の仮置き場が決定し、本格的な除染業務が進んでいる。仮置き場については、地区の合意により場所を決定し、除染業務を行うという、三春方式により事業に取り組んだことを評価したい。

北部や中妻地区では概ね住宅除染が終了し、今後は町内全域で実施するが、除 染方法は放射線量の測定結果から、雨どいや集水桝等のホットスポット除染にな る住宅もあることから、町民に対しては十分な説明が必要になる。

また、仮置き場については、除染廃棄物の保管方法や搬出方法の国との協議、 放射線量測定結果の定期的な公表や適正な維持管理により、町民の不安解消に務 められたい。

終わりに、今後も限られた財源を有効に活用され、住民福祉の更なる向上を期待して、決

算審査の報告といたします。

以上であります。

………・・ 議案の委員会付託 ・・………

○議長 日程第14により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第66号から議案第89号までは、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたしま す。

………・・ 陳情事件の委員会付託 ・・………

○議長 日程第15により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 日程第16報告事項について

報告第5号 平成26年度財政の健全化に関する比率の報告について 報告第6号 平成26年度三春町第三セクターの経営状況報告について 町長より報告がありましたので、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

○議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午後2時35分)

平成27年8月22日(土曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 隂 山 丈 夫 渡辺泰譽 3番 影 山 初 吉 2番 4番 佐 藤 弘 5番 本田忠良 7番 儀 同 公 治 8番 渡 辺 正 久 9番 三 瓶 文 博 10番 佐久間 正 俊 14番 日下部 三 枝 12番橋 本善次 13番 鈴木利一 15番 小 林 鶴 夫 16番 渡邉勝雄

2 欠席議員は次のとおりである。

11番 佐藤 一八

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長佐

佐久間 收

書記 渡辺慎哉

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町		長	鈴	木	義	孝	
副	町	長	橋	本	國	春	

総	務	課	長	 工	藤	浩	之	財	務	課	長	佐	久間	幸	久
住	民	課	長	新	野	徳	秋	除	染 対	策 課	長	村	田	浩	憲
税	務	課	長	本	間		徹	保	健 福	祉 課	長	佐	久間	孝	夫
産	業	課	長	佐	藤	哲	郎	建	設	課	長	伊	藤		朗
		理 者 室	兼 長	遠	藤	弘	子	企	業	局	長	増	子	伸	_

教育委員会委員長	武地優子	教 育 長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生涯学習課長	滝 波 広 寿

農業委員会会長 宗 形 義 匡

代表監査委員 大津 茂

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年8月22日(土曜日) 午前10時開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

○議長 開会に先立ち、議長より傍聴者の皆様へ申し上げます。去る8月12日の臨時議会において、議長となりました渡邉勝雄であります。もとより、微力でありますが、三春町議会の融和と発展のため誠心誠意努力する所存でありますので、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。さて、三春町議会は開かれた議会の一環として、この度初めての試みとして、土曜の一般質問を開催したところでありますので、どうぞご理解を賜りまして、傍聴くださいますようお願い申し上げます。本年は先の6月定例会より、省エネ対策の一環としてクールビスを実施いたしております。ノーネ

クタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの 方は、電源をお切りになるか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。それでは、 脱衣を許します。

○議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

………・ − 般質問・・………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。 また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30以 内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を、順次許します。

5番本田忠良君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○5番(本田忠良君) 議長の許可を得ましたので、先に通告しておきました3件について 質問いたします。

1件目、避難広場の利活用についてですが、1点目といたしまして平成26年3月、三春中学校西側に避難広場として造成工事が完了しました。その後中学校としての部活動などで利用していたかまずお尋ねいたします。

2点目、めったにあるとは思いませんが365日、24時間、昼夜関係なく起きるのが災害であり震災であります。その時のための避難広場であり、大勢の町民が集まってきます。そこできちっとした対応がとれるよう、万全の準備をとっておくべきと思います。防災用食料品、水、防寒対策、発電機、携帯用充電器など、その他必要と思われる品物を貯蔵しておくことが大切でそのために備蓄倉庫などの建設を考えるべきと思いますが町の考えをお尋ねします。

3点目、普段はあまり使われないのが避難広場です。これだけの広い敷地を使わないでおくのは非常にもったいない話です。ソフトボールなどには少し狭く、またフェンスも低いのでできません。それでは、避難広場でできるものは何か。ボールを空中にあげないスポーツ。町内には、数多くのゲートボールまたグランドゴルフのチームがあります。特に最近のグランドゴルフの普及には目を見張るものがあります。今年の三春地区大会も、町長杯、議長杯、JA田村組長杯など、大きな大会でも10大会あり、昨年ののべ参加人数は998名にのぼります。今年はさらに増えるのではないかと思われます。また、昨年県中大会を当町で開催した際には、523名の選手が出場し、大きな大会となりました。参加した方が町の食堂で昼食をとったり、弁当を買うなど、このように大勢の人が集まることが町内の活性化に多少でも繋がるのでは無いでしょうか。現在グランドゴルフをする方は町内に14チーム、会員数168名の大所帯ですので練習場を確保するのも難しいのが現状です。標準コートの広さとして横40メートル、縦60メートルの広さを必要とします。あのように広い避難広場を有効に活用するためにも、ゲートボール、グランドゴルフの大会の開催、そして練習場としても使用を認めるべきと思いますが、町の見解をお聞かせください。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

○総務課長 三春町避難広場は東日本大震災を踏まえ、今後発生する災害に備えるべく、住 民の安全、安心の確保を図るため整備したところでございます。

第1の質問でありますが、現在三春中学校ではソフトテニス部や陸上部が避難広場を利用

しております。避難広場の主旨を踏まえ、積極的な活用ではなく体育施設が利用できない際 の補完的な利用としての位置づけと考えております。

第2の質問でございますが、避難広場を整備する際、防災備蓄倉庫などの建設について検討したところではありますが、避難広場のすぐ近くには旧三春ダム事務所を利用した貝山水防倉庫があることから、防災関連用具については貝山水防倉庫での保管・管理を行いたいと考えております。

次に3点目ですが、ゲートボールやグランドゴルフの大会については、町営グラウンドの利用が第一と考えておりますが、参加人数の増加によりコートが必要となった場合などには柔軟に対応してまいりたいと思います。なお、避難広場であることから、恒久的、定期的な練習は想定しておりませんので、既存の体育施設や学校体育施設などをご利用くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君!

○5番(本田忠良君) 現在ですね、避難広場では、陸上部、それからソフトテニス部が使用しているということなんですが、これはいつ頃から使用しているのか、まずお尋ねしたいと思います。また、今後ですね、この2クラブ以外に使用の可能性があるかどうかお尋ねします。

それから2点目の方ですが、避難広場の近くに貝山水防倉庫があるということで、そこで保管管理を行いたい、ということでございますけども、行いたいというのは現在は保管されてなかったということなのでしょうか。それからですね、もしそれで心配になったんですが、三春町内には「防災備蓄倉庫」と言われる箇所が何箇所あるか。それからまた、どのへんにあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。それからですね4年前、3.11の東日本大震災の時にですね、この防災備蓄があったとすればそれを利用したかどうかそこまでお尋ねしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

教育長!

○教育長 三春中学校の活用につきましてお答えをいたします。いつ頃からか、ということでございますが、昨年からであったと思います。テニスコートのですね、支柱をですね地中に埋めて、そして地中から取り出して支柱にして、埋めてフラットにですね、けがのないようにそんな工事をいたしましたので、そのようにいたします。それからずっと使うかということでございますが、町営のテニスコートがですね、なかなかいっぱいで使えないということがございます。それで恒久的にではないと思いますけども、補完的な活用としてずっと続けると思います。それから陸上部のほうも今駅伝などですね、とても強くなっておりますので、活用していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〇 議長

工藤総務課長!

○総務課長 2つ目の貝山水防倉庫で今後行いたいということ、行っていないということか、というご質問だったと思います。ご指摘のとおり、必ずしも全てのものが備えられているわけではございません、例えば備蓄用食料など、まだまだ不足している物、物品もございますので、これらについては順次補充していくということで基本的に考えてございます。

再質問3つめの防災備蓄倉庫は町内で何箇所あるかということですが、何箇所についての 数字は今持ち合わせてございませんので、後程もしお許しがいただければ後日議会事務局の ほうに資料を出したいと思いますが、ただ防災倉庫というよびかたは、例えば駅前集会所、 あるいは先頃完成した岩江の防災コミュニティーセンターなどにもそういった呼称の部分は ございます。ただ、規模的、内容的にどういった基準があるのかということは特にございま せんので、たまたま防災倉庫、備蓄倉庫と呼んでいる部分があるものですから、そういった ことで現在は運用してございます。なかでも一番大きいのは貝山にある防災備蓄倉庫、とい うことでご理解いただければありがたいと思います。

再質問の4点目、先の大震災の際利用したかということなのですが、地震当初例えばブルーシートですとか、そういった物品については、例えば先程の水防倉庫の他に、建設課の倉庫などもございますので、そういったものを持ち寄って応急処置にあたったという経緯はございました。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君!

○5番(本田忠良君) ただいまの何か所あるかというのはまだ把握していないということ でございますけど、備蓄倉庫にあるのは間違いないと思いますけれど、その中にどういった ものが納められているか、というのはきちっと把握はしているのでしょうか。

それともうひとつ、避難広場でありますのでこれは予算の関係もありますけれども、昼夜関係なく避難の場合があると思いますので、やはり街灯をソーラーシステムの街灯を一基か二基は将来つけておくべきかなと思いますけども、その辺の考えも併せてお答えいただきたいと思います。

○ 議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

- ○総務課長 例えば、防災備蓄倉庫のいわゆる在庫管理をきちんとやっているかということだと思うんですが、雑多な消耗品的なものについては正直きちんとした数量までは把握してございません。ただ、基本的に災害の時、色んな水害、土砂災害などございますが、基本的に使うシート類、ロープ類、あとは土嚢ぶくろ、そういったたぐいのものは常時在庫してございます。その他先ほどまだ足りないんだとお話した長期にわたるような食料関係については、まだまだこれからかなというふうには考えてございますのでご理解を賜りたいと思います。あと最後にございました停電時ソーラー街灯があれば便利ではないかというご指摘でございますが、これについては将来に向かいまして検討させていただきたいな、というふうに考えてございます。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

本田忠良君!

○5番(本田忠良君) 続きまして2点目の質問をさせていただきます。三春中学生の自転車通学についてです。新三春中学校が平成25年4月に開校されて2年5ヶ月になります。その間、通学時における事件、事故などはなく経過しております。当初より、ずいぶん道路防犯灯などの整備がなされてきていると思いますが、八幡町地区の一本松、特に日本化学入口から通称踊り場までの288号国道及び歩道が特に狭く、自転車通学路としては大変心配な面があります。国道が危険であれば歩道を自転車通学に使用できるようにすることも考えられますが、歩道も広い所で1m20cm、狭いところで70cmしかなく、さらに路面も平らでなく歩道も使用できないと思われます。国道は大型車がすれ違うのがやっとの状態です。重

い教科書を、部活用具を積んで自転車通学をしているというこの現実を町はどのように考えているかお尋ねいたします。

- ○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。 ⇔木町長!
- ○町長 5番議員の質問にお答えいたします。お質しの日本化学入口から通称踊り場までは全体延長が約500mで、うち踊り場交差点から日本化学入口に向かう延長約130m区間については、現在福島県が国道288号交差点改良事業を実施しており、その区間の用地買収と建物移転補償が行われております。用地買収等完了後、両側に幅員2.5mの歩道を整備した道路改良が行われます。改良事業終点箇所から日本化学入口までにつきましては、歩行者の安全確保のため平成18年度より福島県に対し、歩道整備の要望を継続的に行っているところでありますが、まだ事業化がされておりませんので、今後も強く要望を行って参ります。

なお、新三春中学校の自転車通学につきましては、新三春中学校開校前に、田村警察署と 歩道の中を自転車で通行することについて協議をを行い、現在三春中学校では自転車通学の 生徒には歩道を通行できるよう指導しているところであります。ご理解をいただきたいと思 います。

○**議長** 質問があればこれを許します。 本田忠良君!

○ 5番 (本田忠良君) ただいまの用地買収等完了という言葉がでましたけれども、これは多分現在踊り場付近の用地買収のことだと思いますが、あの工事も県工事だと思いますが、あれも多分2、3年はかかるのではないかな、と少なくともそういうふうに思います。歩道の整備を県の方に18年度から申し込んでいると。今年は27年度ですので、もう9年前から申し込んでいるにもかかわらずいっこうに進んでないということでございますので、これから何年になるかわからないんではないかと思いますので、少なくともですね、先ほども申し上げましたけども幅員が70センチぐらいのところが何箇所かあるんですよね。1m20cmのところは自転車通学でも大丈夫だと思うんですが、70cmのところ2、3箇所、それ

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- **〇町長** 現場をみて、検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ○議長 質問があればこれを許します。

だけでもやっぱり直すべきと思うのですがどうでしょうか。

本田忠良君!

- ○5番(本田忠良君) 後から言おうかなと思ったのですが、検討ということはものすごくいい言葉なのですが、できればどのぐらいの期間待っていれば返事をいただけるかその辺をもし答えられれば、お答えお願いできますでしょうか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 288号線は、県管理の道路でありますので、県との協議をしないと町だけの考えだけでは進められない、とこういう事情がございますので、いつまでと言われても、はっきり言えない難しさがあることもご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

- ○議長 第3の質問を許します。
- ○5番(本田忠良君) 次に3件目の質問をさせていただきます。社会保障費削減のため、 町及び各種団体主催の趣味、運動クラブ、にこにこ元気塾、健康出前講座などへの参加者に 対し、ポイント制度の導入についての質問をさせていただきます。

第1点目として、先日平均寿命が発表され、日本は女性が86.83歳、男性は80.50歳、女性は3年連続世界一。男性は3位だそうです。でも健康寿命になると女性が74.21歳、男性は71.19歳と、ガクンと下がります。皆さん御存知のように健康寿命とは、健康上何の問題もなく、日常生活を普通に送れる状態を指します。この差があればある程この期間介護など、人の手助けが必要となる可能性が高くなってくるわけです。今日本は、世界に先駆けて高齢化問題の先進国です。今後、三春町も避けては通れない近々の課題ではないでしょうか。少子高齢化を向かえ、町税の増収は考えられない。さらに交付金は毎年減額され、増えるのは社会保障費、年金医療介護費です。今から対処すべきと思います。

三春町には町民、お年寄りに対し、素晴らしい政策がいっぱいあります。今年の3月に議 会に出された高齢者いきいきプラン6。27年から29年までの3年間の町民、高齢者の健 康増進をどうして図っていのくかの政策プランです。中味は本当に立派なものだと思ってお ります。この高齢者いきいきプラン6には、健康を維持していくために大切な点が2つある と思います。1つ目は日常生活圏域のグループ、サークル等への参加。これは町内7つに全 てあります。ボランティア、スポーツ関係、趣味関係、老人クラブ、自治会、学習、教養の グループまたサークルです。もう一つは地域包括ケアへの参加。こちらは町保健師や栄養士 などが各地区に出向いて行われる健康出前講座。また町で実施されている各種健診です。日 常生活圏域は体、頭を使う運動系。地域包括ケアは病気にならないための勉強会、また健診 ではないでしょうか。健康維持のために素晴らしいことをやっていると思います。ただ、心 配なのは、これらの出席率、「参加率」です。日常生活圏域別の参加率は平均23.7%で4 人に1人に満たない数字です。この数字をあげていくにはどうしたらよいか。町民の皆さん をはじめ、そして私を含め、あと10年経つと団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に なります。寝たきりにならず、元気でいるためには今どうしたらよいか。町主催のにこにこ 元気塾、健康出前講座、各種健診など、また、町内各種団体主催の例えば歴史民俗資料館の 会員の歴史の勉強、研究、明徳大学での勉強会、老人クラブ主催の催しもの、ゲートボール、 グランドゴルフなどへの参加者に対してポイントを差し上げ、たまったら商品券などに取り 替えるシステムを作り、健康増進を図り、寝たきりにならない人を増やせば、少しでも社会 保障費削減に貢献すると思われます。このポイント制度を導入することによって、町民が健 康になり、町の出費が抑えられ、商品券の利用によって商店街が潤う、一石三鳥と考えるが 町の考えをお尋ねします。

2点目、昨年9月の定例議会において、現議長であります渡邉勝雄議員より、ボランティア活動されている方にポイント制度の導入についての質問がありました。町から「考え的に素晴らしいものがあるので検討したい」という答弁でしたが、その後、検討したか、また検討したのであれば、どうなったかをお尋ねします。よろしくお願いします。

- ○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。
 - 佐久間保健福祉課長!
- ○保健福祉課長 5番議員の質問にお答えいたします。高齢者が住み慣れた地域において、 心身ともに自立し、健康な日常生活が送れるよう、健康寿命を延ばしていくことは高齢者の 質の高い生活を確保する観点から重要であり、そのことが増え続ける社会保障費の抑制に繋

がるものと考えております。そのためには、議員ご指摘のとおり高齢者自らが健康に関心をもち、自発的に社会参加していくことが重要であります。現在においても、様々な社会資源を活用した取組みがなされ、介護予防を推進しているところです。今後は、一人でも多くの高齢者が活動に参加するよう推進していくことが重要であり、ポイント還元システム制度の導入は、参加意欲を高めるための有効な手段の一つであると考えております。また、こうした高齢者自らの介護予防の推進を主眼とした取組みの他にも、高齢者自身が生活支援サービスの受け手ではなく、担い手として活動に参画していくことが自らの介護予防と三春町における社会資源の充実に繋がると考えております。

第2点目ですが、昨年9月定例会において質問いただいた、介護支援ボランティアポイント制度の導入に向けて、現在、先進地事例などの情報収集に努めているところでございます。ちなみに介護支援ボランティアポイント制度を導入している自治体は、年々増加傾向にあります。平成25年度時点で全国206自治体、県内においては平成26年度時点で6市町村が実施しております。三春町において、介護支援ボランティアポイント制度を導入するに当たっては、既存の有償ボランティア組織、「おたがいさま」などとの連携や、役割分担についても並行して検討を進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築を一層推進して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君!

○5番(本田忠良君) ただいまの課長の答弁に、ポイント還元システムの制度の導入は参加意欲を高めるための有効な手段の一つであると考えているという答弁でございましたが、その次に言ったのが、「高齢者自身が生活支援サービスの受け手でなく担い手として活動に参画していくことが自らの介護予防と三春町における社会資源の充実に繋がると考えている」という答弁でございましたけれど、最初のほうは、これは大変いいから、やっていこうという考えなのかなと思いましたが、後のほうで、自分でやれと、自分で参加しろということに繋がるんじゃないかと思いますが、結果的にこのポイント制度を導入するかしないのかその辺を改めてもう一度お聞きしたいと思います。

それと昨年9月に現議長が質問しました介護支援ボランティアアポイント制度、ポイント制ですね、の導入に向けてということでございますけども、「現在先進地事例などの情報収集に努めているところ」、という答弁でございますけども、昨年の9月から今年の8月まで、もう、ほとんど1年ですよね。1年経ってもまだ先進地の事例の情報に集めているんでしょうか。その間はただこれだけ情報を集めて終わったんでしょうか。その辺もう一度お聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長!

○保健福祉課長 お答えします。導入に向けて進むのかというふうなご質問かと思いますが、私どもいろんなポイント制度のボランティアの取組みをしている事例が全国に展開されておりますので、それらを詳細に分析をしまして、導入するということで事務のほうで進めていきたい、というふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

それから情報収集ということで、まだそういう段階でいるのかというふうなご質問かと思いますが、今言ったように様々なボランティアの活動形態がありますので、介護支援ボランティアだけでなく、その他の有効なボランティアのポイント制度も取組みがされておりますのでそれらも含めて検討、検証して、三春にあったボランティアポイント制度にしていきた

いというふうなことで現在、検討を進めているところでございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君!

○5番(本田忠良君) ただいまのポイント制度実現に向けて、実現の方向で進みたいとい うことをいただきまして、大変ありがとうございます。

それから、ボランティアのほうのポイント制度でございますけども、この前に第1点目で質問しました日常生活圏域のグループサークルへの参加、または地域包括ケアの方の参加ということが、ボランティアポイント制度をやっていくということであれば、全てカバーするということでございますので、大変、三春の町民またお年寄りにとって素晴らしい結論ではないかなというふうに思います。あとはですね、これをいつ頃まで実現するかということですが、時々この先ほどから問題になっていますけども、私の考えとしては、町長にできれば答えてほしいのですが、来年の4月頃から実現したいという返事をいただければと思うのですが、町長どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 今担当課長から具体的な説明を申し上げましたが、「三春にあった制度にしよう」ということで、今担当課でいろいろ詰めをしていると、こういうことであります。ボランティア活動の団体、非常に多いもんで範囲も広いんですね、それらを、どう、この中に取り込んでいくのかという、いろんな有償ボランティアもありますしね、それらをしっかり検証していきたいと思います。今、ここでいつからというのは担当課の考えもあるもんですから、「町長の判断だけで」、というのはちょっと控えさせていただきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 13番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○13番(鈴木利一君) 議長の許可をいただきましたので、先に通告してあります 2 点について質問させていただきます。

1点目ですが、中央児童館の受入れの現状についてであります。平成25年12月の一般質問の際、私がしたのですが、その際に法律の改訂される本年4月から1年生から6年生までの児童の受入れを現在の施設で可能であると回答してありましたが、現状はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長!

- ○教育長 13番議員のご質問にお答えいたします。中央児童館での児童クラブの受入れ状況ですが、現在、1年生から4年生までの53名の児童を受け入れております。本年4月から、子ども子育て支援法が本格施行されたことに伴い、施設整備の対応については、児童館の増築、三春小学校の余裕教室の利活用等について検討を深めており、放課後子ども総合プラン推進事業運営委員会等の意見を聞きながら、併せて議員の皆さまに相談申し上げ、進めてまいりたいと考えております。
- ○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 現在1年生から4年生まで受け入れているということでありますが、今の設備で1年生から6年生まで受け入れることは可能だという答弁だったんですよね。 それで今現在1年生から4年生まで、ということで5、6年生についてはこの募集をしたのか、また募集をしても申込みがなかったのかについてお伺いしたいと思います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

生涯学習課長!

- ○生涯学習課長 再質問の5・6年生の募集をしたのかという点についてお答えいたします。 毎年、児童館の児童クラブの募集につきましては、前の年の10月頃から募集をいたしまして、高学年4年生以上のわんぱく児童クラブ、中央児童クラブにつきましては、12月に4年生以上、高学年も家庭の事情により児童クラブに入居させたい希望があるかを調査しております。募集の方は一般のクラブの後に行っております。以上であります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 一般の4年生の後に募集をしているということでありますが、今回の4月からの法の改正によって1年生から6年生まで無条件ですよねこれはね。それをしなかったということなのでしょうか。今なんかはっきりした返事がもらえなかったので、しなかったのか、または申込みがなかったのか、この辺はっきり答えてください。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長!

- ○生涯学習課長 再々質問でのしなかったのかどうかということでございますが、現在の中央児童館での募集の基準につきましては、3年生までで、4年生以降につきましては家庭の事情等を資格の中で考慮することとなっております。なお、しなかったのかということに関しましては、実施しておりますので、募集といいますか希望調査は行っております。以上であります。
- **○議長** 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 本年度の4月から法律が変わって、確かに猶予期間はありますよね。ただ今年の4月から法律が変わって6年生まで募集をする、受け入れるということになれば、希望を取るんじゃなくて、これは募集をするということになると思います。合わせていまの設備で1年生から6年生まで受入れは可能であると当時答弁してますんで、この辺、なんでこの募集をしなくて調査だけですませたのか。この辺についてお伺いしたいと思います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

淹波生涯学習課長!

○生涯学習課長 お答えいたします。募集をしなかったのか、という点でございますけども、 調査だけで終わったのかというお話もございましたが、前回の答弁の際にも、現在の施設に おいて「多少の余裕はあるので可能かと思われる」というふうに答弁させていただいており ます。現在、ニーズ調査結果等におきましては、おおむね児童クラブにおいて約70名、全 体では140名で、わんぱくクラブ、あの中央児童館においては約70名ぐらい希望がある のかな、という結果に基づきまして、進めている状況でございます。よって今年度の募集に おきましては、今年の4月から法改正はされましたが、猶予期間の中において昨年と同じ募 集を行いました。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 今までと同じような募集で行ったということでありますが、法の施行、4月からということ十分理解していると思うんですが、そういったことも含めて25年の12月の一般質問でその時の回答では、今の施設で大丈夫だよ、という回答でしたんで、これは今年の4月から1年生から6年生までだまって希望者は受け入れるというふうになると思うんですが、ここでなんで1年生から従来どおり4年生までというふうになったのかちょっと理解ができない。設備がきちんとなっていて、法律もそのようになっている。確かに猶予期間はありますけども、その猶予期間でなくって、きちんとやっぱり法律が施行されたらば、それに伴ってやっていくのが行政だと思うのですがいかがでしょうか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長!

- ○生涯学習課長 只今の質問にお答えします。25年の12月時点のご質問での答弁では、これからニーズの調査をしないと、どのくらい希望があるのか計り知れないところもございました。また、多少の余裕はあるということで現在50名に対して55、6名程度の受け入れは可能であると考えておりましたので、可能かと考えられるというふうに答弁させていただきました。法改正のもとで本年4月より実施しなければならないことは重々承知しているところでございますが、希望調査の中でもう少し増える見込みがありましたので、現在施設の整備の検討をしている状況でございます。昨年の募集によりまして、結果的には現在1年から4年生までの53名を受け入れておりますが、5・6年生につきましては募集をしなかったわけでもありませんし、意向調査で確認をしておりまして、入所の希望がなかったところでございます。ですので5・6年生につきまして待機児童がいるとか、入所させなかったということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 意向調査をしたということでありましたが、なんで25年の12月に質問をしたのか。それは今の設備で不安があったから私は前もって質問してこの設備で大丈夫なんですか、ということで質問しているわけですね。その中で、今の設備でもって1年生から6年生まで受入れは大丈夫だ。というその時の回答でした。でも今日の回答によりますと、児童館の増設、または三春小学校の余裕教室の利活用等も考えていると。ちょっとそれは非常に矛盾しているのではないでしょうか。今現在の設備で十分に対応できるという回答があって、児童館の増設や小学校の余裕教室の活用というのはでてこないと思うんですがいかがでしょうか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

淹波生涯学習課長!

○生涯学習課長 お答えいたします。平成25年の12月の時点での一般質問においての答 弁でございますが、繰り返しになって申し訳ございませんが、その際には「今後、調査を踏 まえて、どのぐらい増えるかどうかを検討させていただきます。また、多少の受入れは可能 であります。」というふうにお答えさせていただいております。平成25年の12月時点では 国等ではまだ基準が示されておりませんで、ガイドライン等でこのようになるであろうとい う方向性でございました。それに基づきまして検討しておりましたので、その時点での多少 の人数の増であれば可能ということのお答えをさせていただいております。当初答弁させていただいた増設、または学校の余裕教室を検討しているというのは、その後26年4月に、はっきりとした基準が示されたことと、ニーズ調査等によりまして、もう少し増えるであろうという可能性をもちまして、その段階で、現在の施設では手狭と考えての答弁とさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長 質問があればこれを許します。
 - 鈴木利一君!
- ○13番(鈴木利一君) 言った言わないの話になってしまいますので、今回の答弁で児童館の増築、または三春小学校などの余裕教室の利活用ということで答弁がありましたが、もっと長期なビジョンをもってですね、そういったその場しのぎの政策ではなくて、もっと長期のビジョンをもって、以前議会でも提案しました旧公民館の跡地に児童館を建てたらどうだという提案を議会でしております。そういったことも含めてきちんとした長期ビジョンでもって、児童館の増改築でなくて、新築ということで考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。鈴木町長!
- ○町長 少子高齢化の社会において、子どもたちをどう育て、そして子育て支援をするか、非常に重要な行政課題であります。従って今の児童館の問題につきましても、内部でかなり時間をかけながら検討を続けてまいりました。いろいろ今までこういうご時世でありますので、三春中学校の一部を利活用できないかとかね、あるいは今課長から説明した小学校の余裕教室を利活用できないか、とか、国では教室の利活用を積極的にするべきと、こういうふうな通達も国からもきております。つまり、子どもたちが一番多かった時代からすれば、クラスがかなり減っているんですね。どこの学校でもそうだと思いますけれども、そういう余裕教室の活用を国の方からも、積極的に進めるようにというようなこともありましてですね、今内部で検討して、できるだけ早く結論を出そうとこういうことで取組みを進めておりますので、その辺を含めましてご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 最後に確認だけしておきたいんですが、三春小学校の耐震の際に、 現在の三春小学校には余裕教室はないということで全て耐震したような記憶があるのですが、 これについて確認だけしておきたいと思います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。 教育長!
- ○教育長 お答えいたします。耐震の際には余裕教室といいますか、そういうものはないというふうにお答えしておりますが、まほらっこ教室は、まほらっこ教室というのは児童クラブと違いまして、4時まで預かるという子どもたちがおりまして、それにつきましては、南校舎の1階部分で1教室を使ってやっております。そういう意味で余裕教室ということで、若干ですね、詰めることも可能かなということでちょっと校長と今お話しをしているところでございます。校長としてはやはりですね、校舎というのは2つ教室ありますと、2学年であの1学年で2つの学級がありますと、2つの学級を3つに分けて授業したりですねいろいろするもんですから隣のクラスが空いていたりすると非常に授業もダイナミックにできるということでございまして、その辺の詰めを校長と行っているということでございます。決し

て空いている教室があるということではございません。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

- ○議長 第2の質問を許します。
- ○13番(鈴木利一君) 第2の質問ですが、8月12日に行われました第2回臨時会の結果についてであります。臨時会で町長の公文書流出に対する特別委員会設置の議案が採択され、否決されましたが、町長はどのように感じたのか伺いたいと思います。
- ○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。 鈴木町長!
- ○町長 第2の質問にお答えいたします。このことにつきましては、平成27年3月31日 現在の町の地方債、現在高、いわゆる借入残高を記載した文書の写しを、議会9月定例会に おいて決算の認定を得る前に、町民にお知らせしたものであります。この文書は地方自治法 では決算を認定をする際の参考とするもので、議会の認定の対象となるものではないことか ら、地方自治法上は問題がないものと考えております。しかしながら、議会の決算の認定前 に町民にお知らせしてしまったことについては、議会への配慮が欠けていたと、反省してい るところであります。

このことから、ご質問にある議案が提出されたものであると認識しております。この議案が提出されたことについては、議会の意向が反映されたものである、との受け止めております。今後につきましては、早期に議会への報告することに十分留意しつつ、町民の皆さまへの情報提供にも心がけてまいる所存でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 今の答弁ですと、議会の認定の前に配布したのが配慮に欠けたという答弁でありますが、そこにはもう1点大きく隠された問題があると思うんですよね。この公文書が簡単に抜き取られてコピーをされてしまう。という大きな2つの問題点があると思います。町長に対してはですね、だれも処分が出せないんですよね。町のトップでありますから。当然、町長自らが判断しないとならない部分ですが、仮に、同じような文書の流出が職員の中で行われた場合、これはどんな処分が想定されますか。これをお伺いしたいと思います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

○総務課長 はい。同じように、公文書を職員が流出させた場合どうなるかというご質問でございます。公文書の種類やその内容にもよってまいります。同じ公文書といっても、本来公開をすべきも書類も公文書でございますし、例えばポスターチラシの類い、あるいは様々な資料そういったものもございます。あとは個人情報が含まれるもの、あとは本当の財産に関するものとかいろんなものがございます。その種類に応じての扱いが当然変わってまいります。で、今回の場合を踏まえますと、これは決算書、決算書というのはある意味集計部分でございますので、その部分だけでは分からないということでそれに理解を促進するために付属的な資料ということで、これは地方自治法でも同時に提出しなさいということになってございます。その一部が出たということでございますが、これは本来議会の認定をただければ広く町民にお伝えするべき書類でございます。したがいまして同じような事を職員がやった場合、これを一部分をコピーして何かの説明に使った場合については、例えば、まだ議会

の認定を得る前であるから、それについては説明する際にはまだ認定前でありますというふうな断りをつけるのが本当だよ、というのをまず注意を促すというのが本来の姿かなと、公文の種類が様々ございますので、今回の件に限定して申せばそういった処分、といいますか注意になると思います。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 今回の文書がたかだか1ページといいますが、この出されてはいけない文書がだされたと、私はそのように理解しております。仮に同じような文書が出された時、職員は前もってこれは公開できない文書だよ、といって出せば問題ないような今の答弁だったんですが、これで間違いないでしょうか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

- ○総務課長 今の文書に限定してということでございます。今回、当該文書決算書の付属的な資料ということで町債の残高を一覧にしたもので、たまたま平成26年度、つまり最新版の数値が載っていた資料ということになります。公文書を流出させてはいけないというのは基本原則はございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、これは本来議会の認定を得た後、広く町民に公開すべき資料であるということは再度申し上げさせていただきます。自治体によりましては決算書がまとまって、内部決裁が終了して、議会の認定をいただくまでしばらく時間がある場合がざいます。こういった場合、他の市町村の事例では、例えば「決算書見込み」というふうな表示をして、既にHPなどで公開した実例がございます。本来、当該資料は、そういった使われ方もしている資料でございますので、そういったことで非常に個人情報を流出させたというふうな同じレベルで論ずるのはいかがなものか、というふうに考えてございます。あくまでも公開を前提とした資料であったということでございます。
- ○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) だとすれば、議会の前に出したということは非常に問題だと思いますが、それと併せて同じような文書を9月定例議会の前に私が要求した場合には出していただけますか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

- ○総務課長 お答えします。先ほども少し申し上げさせていただきましたが、これはまだ認 定前であるので、見込みである。と見込みであるというのを表示してください。といったお 願いするかもしれませんが、公開させていただきたいと思います。
- ○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- **○13番(鈴木利一君)** 私ももらえるということで非常にありがとうございます。だとすれば、今回の決算書のなかでどっからどこまでが出せる文書なのか。またはここからここまではだめだよ、というのがあると思いますが、その辺を明らかにしていただけますか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

○総務課長 お答えさせていただきます。これは、先頃の全員協議会でもお答えさせていただいた内容と同じですが、その辺はご了承いただきたいと思います。すでに議員の皆様には

こういった形で26年度の決算書というのがございます。このうち、今回問題とされている部分、決算書の部分はこの中の冊子のこの部分となります。つまり集計部分ですからこのくらいの文量しかないということです。その他に明細書関係が3種類ございます。内容を説明するというのが別冊にございます。今回コピーをされて流出したというのがその別冊の中の一部の資料ということになります。これら全て、認定を経た後は速やかに住民に公開すべきと思っておりますので、今こういった現物も手元にお持ちいたしましたが、こういったものを含めて、全て認定前であれば「見込み」という条件を付けさせて、使用する際には注意してくださいという事を申し添えて情報を提供したいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君!

- ○13番(鈴木利一君) 今回の流出についてですね、副町長は、一番止められる立場にあるのは副町長ですが、副町長はそれを知っていたのかどうか。また、知っていたとすればそれを止められなかったのかを伺いたいと思います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。副町長!
- ○副町長 ただいまの質問にお答えいたします。この件についてもですね、先頃の議会全員協議会でご説明申し上げたと思いますけども、私が初めて知ったのは、4番議員さんからですね、この話しを聞いて初めて知りまして、すぐ町長のほうにそのことについて聞いてですね、それはまずいですよ、ということを申し上げたというとこまでご説明したと思います。以上であります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

- ○議長 15番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。 第1の質問を許します。
- ○15番(小林鶴夫君) 議長の許可により、先に通告した2点について質問いたします。 はじめは、エネルギーの地産地消で地域循環型経済についてお聞きします。三春町における エネルギーに関しましては、4年前の3.11東日本大震災と、原発事故直後の平成23年の 6月定例会から、何回かいろいろな角度で質問させてもらいました。しかし、検討します、 難しいです。との答弁でですね、残念ながらこの4年間ですね、具体的な大きな進展はみら れなかったのではないかと、私は考えております。私がですね、エネルギーの地産地消にこ だわるのは、町の自主財源である町税はですね、人口減少などで今後ますます少なくなると 思われるからです。過去3年間、町の一般会計のですね、自主財源は35%前後。交付税等 の依存財源は65%で推移しております。その自主財源の中のですね、大きなものである町 税は全体のわずか20%にとどまっている状況でございます。これからですね、国や地方の 経済を考えると、小さな自治体はですね、いかにして自主財源を生み出していくかが今後の 大きな課題と考えるからです。その為にですね、以前は、企業誘致など考えましたが、昨今 の経済情勢ではですね、ほとんどそれは期待できないと考えられます。また、最近のですね、 経済状況を考えますと、自動車メーカーや、大手電機メーカーなど、世界を相手にした、グ ローバル経済と、医療や介護、福祉事業、あるいは農産物などの地産地消に代表される地域 経済、いわゆるローカル経済の2つに二分されると思います。三春町はですね、グローバル

経済に依存することはほとんど無理であり、ローカル経済をですね、いかに発展させるかが 今後の大きなテーマになると思われます。このためですね、エネルギーの地産地消でですね、 地域循環型経済を構築すべきと考える次第でございます。

1番目にですね、一般家庭で使用している電気代をですね、毎月1万円と仮定します。現 在5,500世帯ございますので、1ヶ月で5,500万円。1年12ヶ月にしますと、12 倍ですから、6億6,000万円となります。年間で6億円以上になる計算になります。なお、 印刷物ではですね、毎月となっておりますが、毎年が正しいものですので、誠に申し訳あり ませんけども、訂正をお願いいたします。この他ですね、一般家庭以外に、役場や会社など いろんな事業を加えればですね、その金額はもっともっと高額になります。それがですね、 東北電力に支払われ、大半が石油や石炭のエネルギーの原料代として海外に流れてってしま っております。太陽光、風力、小水力、バイオマスなどを組み合わせ、発電し、それを地域 のスマートモビリット、今の配線網とはちょっと違いますけども、そういう配線網で調整し て、各家庭のメーターも現在の単なる積算電力計ではなくてですね、瞬時瞬時の消費電力や 発電量を見ることができるスマート電力計を設置することによってですね、電力の地産地消 ができるのではと考えております。そうすれば地域の中でお金がまわり、雇用も創出するこ とが可能でございます。高額なエネルギーの原料代を海外に渡すより、里山を荒らしている くずや竹などを伐採し、運搬し、バイオマスの発電でですね、地元の人に支払うことができ るわけです。まさにエネルギーの地産地消でですね、地域循環型経済が可能だと思います。 その結果として、町の大きな自主財源になると考えます。これを具体化すべきと思いますが、 町の考えをお聞かせ願います。

2番目はですね、これも過去にも質問いたしましたが、わが町はですね、県内の自治体に 先駆けまして、平成12年3月にですね120ページにわたる「三春町地域新エネルギービジョン」を作成しました。本日もここに持ってまいりましたけれど、実に立派な内容となっております。これは平成23年3月までのですね10年間にわたって実施する計画となっておりましたが、その時までに実行されたのはですね、自然観察ステーションでの太陽光発電、田園生活館での小規模な風力発電、その後ですね、最近はまほら等やあるいは学校で、太陽光発電も設置されていますけども、残念ながらこれに基づいたものではない、ということですね。自主的にこの資料は計画はですね、自主的にお蔵入りになってしまったんじゃないかな、と思っております。本格的に実行されていればですね、現在の三春町は、全国的に注目されていたはずでですね、誠に残念と思っております。改めてこの計画書を見ますと、実に立派な内容でですね、計画から立案からですね15年経過しておりますが、ほとんどがそのまま使えると思われます。最初のですね、エネルギーの地産地消を含めて、この平成12年作成した三春町地域新エネルギービジョンをですね、今度こそ具体化すべくですね、プロジェクトチームなどを組織して立ち上げ、取り組むべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

3番目にですね、現在国の総務省が中心となりまして、地方再生のための総合戦略が練られております。各自治体に具体的な立案が求められております。わが町もですね、「三春町まち・ひと・しごと創世」という総合戦略を立案中ですが、総務省のホームページを見ますと、このための予算としてですね、地域経済循環創造事業交付金やですね、分散型エネルギーインフラプロジェクトなる事業名でですね、予算が計上されているようです。ぜひですね、このエネルギーの地産地消でですね、地域循環型経済の構築や、三春町新エネルギービジョンのですね、これをですね、現在作成中の、「三春町まち・ひと・しごと創世総合戦略」に加え

るべきと思いますが、町の考えをお聞かせ願います。答弁お願いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野住民課長!

○住民課長 1点目のご質問にお答えいたします。地域内での物や資源が循環する地域循環型経済は、今後地方が目指すべき経済の方向性を示した一つの好例であると考えております。電気エネルギーも、農産物などとともにその要素の一つだと認識をしております。まずは、地産地消による地域循環型経済について、さらに理解を深めて参りたいと考えております。

2点目の質問にお答えします。平成12年に策定しました三春町地域新エネルギービジョンの基本方針は、次の3点でございます。一つ、自然との共生を目指して、自然エネルギーの導入促進を図る。二つ、町民参加による生活環境づくりを重視した施策を展開していく。 三つ、循環型社会を目指した新エネルギーの導入促進を図るです。

町は、これまで、この基本方針のもと様々な事業に取り組んでまいりました。公共施設等への導入では、自然観察ステーションに風力発電、太陽光発電のモデル施設を設置、三春の里農業公園では、民間が設置しました木質チップボイラからの給湯、田村西部環境センターの廃余熱を利用しました給湯、太陽光発電の街路照明、三春交流館「まほら」、町民体育館、沢石小学校への太陽光発電設備等の設置などでございます。また、平成25年度から一般家庭の太陽光発電設備等に対します町独自の補助制度を創設し、これまでに100件を超える設置及び申請を受け付けたところでございます。なお、先に策定いたしました第7次三春町長期計画におきまして、三春町地域新エネルギービジョンの方針を継承し、まちづくりの施策に新エネルギーの取組みの推進が盛りこまれたところでございます。今後は、これまでの事業、施策の検証を十分に行い、引き続き取組みを推進してまいります。

3点目の質問にお答えします。現在策定している、「三春町まち・ひと・しごと創世総合戦略」の大きな目的は、人口減少対策となっており、エネルギー施策の内容を踏まえ、総合戦略における位置づけを検討して参りたいと考えています。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君!

○15番(小林鶴夫君) ただ今の答弁はですね、残念ながら過去4年間と基本的には変わってないのかなという気がいたします。私が一番に聞いているのはですね、具体化するんですか、と質しているんですね。それに対して、理解を深めていきますと。これだと全然変わっていないんですね。やっぱり具体化してこそ前進があるんじゃないかと思いますね。難しいからやるべきだと思うんですね。ただ、理解を深めてまいりますでは答弁になっていないのではないかと思います。

それからですね、2点目の三春町地域新エネルギービジョン。最近は、先いも言ったとおりこの10年間では田園生活館での小さな風力発電、自然観察ステーションでの太陽光発電。最近確かにいろんなことが進められているのは私も理解しています。そうだとすると、この立派なですね、この計画書、全体で100点満点とするとですね何点くらい達成したとお考えですか。それをお伺いします。

それと3番目のですね、現在国の肝いりでやろうとしている、まち・ひと・しごと、総合 戦略、総合プランニングこれを位置づけて検討してまいりたいと考えてまいります。じゃ、 具体的にいつまでにやるんですか。これもだから基本的な、今ですね4年間の答弁と変わっ ていないんじゃなかなと思います。この点をお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野住民課長!

○住民課長 具体化していくのかというふうなお質しでございます。地域循環型経済、議員お質しのとおり、近年よく言われているものでございまして、先ほど申し上げましたようにエネルギーに関わらず農業あるいはその他の資源、これを地域の中で循環をさせ、できるかぎり外にお金をださない、というふうな経済体制が地域には望ましいだろうと、私もそのとおりだなと理解しています。エネルギー政策につきましては、町でもこれまで様々な取組みを行ってまいりました。それについては先ほどご紹介申し上げました。より一層の具体的な取組みということでございます。先ほどの答弁と同じになりますが、引き続き取組みについては推進をしてまいります。しかしながら、これまでに行いました様々な取組みについてはやはり、施策の検討検証を行ったうえで、次に続く施策について検討を進めていかねばならないというふうに考えております。

それから二つ目の新地域エネルギービジョンの実績は何点なんだというお質しであります。 非常にビジョンといわれるもののなかで、いくつかの具体的な事業も提示されております。 点数で何点と表すのは非常に難しいところではございますが、先程申し上げましたように、 田園生活館での太陽光あるいは風力の試験設備の導入、さらに、一般家庭住宅等への融資、 当時は計画の中では融資というふうなかたちになっておりましたが、そういった助成制度を 設ける、こういったものも取組みとして実績があったと理解しております。点数については ご容赦をいただきたいと思います。

それから、3番目の総合戦略でございます。いつまでにやるのか、ということでございますが、現在この計画については、庁内で計画の策定を進めております。おそらく近いうちに計画はまとまるんだろうと思います。ただこの計画は作って終わり、ということではないと理解しております、年度の途中、あるいは区切りの時に当然見直しがかかり、その中であらたな新エネルギーの施策、こういったものも具体化されれば当然盛り込みがされるんではなかろうか、というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君!

○15番(小林鶴夫君) ただいまの再質問に対しての質疑、禅問答になってしまいますのでこれぐらいにいたします。ただですね、ちょっと確認さしておきたいのですが、現在福島県は県の計画といたしまして、4分の1世紀後、すなわち2040年25年後ですね、それまでにエネルギーの自給率を100%にする、という目標をかかげていると思います。詳しく私も調べてないんですけども、現在すでに20%位だというふうに聞いています。このような計画があることがですね、各自治体に情報がおりているのか、おりているとすれば、各自治体に要請があるのか、わかったらお聞きしたい。

二つ目はですね、この15年前のビジョンを作成するに当たってはですね、岩手県の葛巻町がお手本になっているのかなと。葛巻町が非常に進んで自給率160%と聞いています。その葛巻町とその後なんかコンタクトをもたれたのかな、と。昨年の6月議会でも葛巻町に研修にでかけてはと提案して、副町長から「検討します」と答弁いただいております。これまで副町長何か検討されたのか、この2点についてお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野住民課長!

○住民課長 県からの取組みの要請はいかに、というような質問でございます。県からは常に再生可能エネルギーへの取組みを促すような施策、県の取組みについての情報の提供はご

ざいます。具体的にああしなさい、こうしなさい、ということはございませんが、県は県の 施策の中で当然各自治体のほうにも取組みをしてくださいよ、というふうなことをそういう 補助事業等々で示していると理解しています。

それから葛巻町とのコンタクトですが、コンタクトを特にもっているかということですが、 現在のところ、視察に行った、あるいはコンタクトをもった、ということはございません。

- ○議長 質問があればこれを許します。
 - 小林鶴夫君!
- ○15番(小林鶴夫君) ということは、副町長が1年前に検討しますと答弁いたしておりますけども、この1年間何も検討しなかったという解釈をしてもかまいませんね。それとですねもう1点、先ほどの質問でも言いましたけども、総務省は先ほども言いましたとおり、地方創世の総合戦略のためにですね、ホームページでこういう地域経済循環創造事業交付金、分散型エネルギーインフラプロジェクトなる事業名でですね、総務省のホームページにでているんですね。それについて町はどのように考えているかお伺いします。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

- ○総務課長 地方創生に関する部分についてお答えさせていただきます。先ほどホームページで様々な事業の紹介があるとご提示をいただきました。ホームページについては承知してございますが、詳細については大変申し訳ございませんが全て把握している訳ではございません。ただ、三春町にとって地方創生事業いろいろあるんですが、様々な事業があるんですが、まずはその主旨としては人口が減少する、人が減ってしまう、仕事が無くなるということで負のスパイラルに陥らないようにしましょうというのが根本であります。したがいまして、例えば今のような新エネルギー再生エネルギーを利用して、例えばこういった仕事が生まれる、こういった経済が循環するといったある程度の位置づけは必要となってまいります。したがいまして今後三春で総合戦略をつくっていく場合には、そういった具体的にこういった流れでこういったことをやって仕事として結びついて最終的には仕事の増加、強いては人口の増加につながると一連の完結するようなかたちの事業をおこさなければなりません。様々な事業があることは承知してございますが三春町にとってどれが一番適しているか、あるいはどうあるべきかは、今後協議させていただきまして進めてまいりたいと思っております。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君!

- ○15番(小林鶴夫君) いろんな問題があろうかと思いますけれど、こういう新しい取組み、これは簡単にいかないのは私もわかっています。そのためにはですね、町だけではなく、いろんな人脈をつかって、近くだと福島大学の地域創造支援センターなるものがあります。県内でもいろんな自治体が利用しております。そこからまた国に発展したり、いろいろ発展していろんな情報が入って、またそれが町にどう利用できるか、ということができると思いますので、今後過去のように「検討します」ではななくてですね、ぜひこの具体化を進める様お願いいたします。これで1番目の質問を終わります。
- ○議長 第2の質問を許します。
- ○15番(小林鶴夫君) 2番目はですね、二元代表制について質問いたします。今月ですね、12日、13日に開催されました、本年の第2回臨時議会は、残念ながら大きな混乱になってですね、そのような中で私が副議長に推薦されてですね、思いもよらなかった形でで

すねこの度副議長を拝命いたしました。三春町議会をよりよい議会にするためですね、微力ながら、尽力したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。そのためにですね、この質問になったわけでございます。

質問に先立ってですね、二元代表制について簡単にご説明いたしたいと思います。都道府 県のですねトップ、すなわち知事。市町村のトップ、すなわち市長、町長、村長はですね、 住民が直接選挙で選べます。都道府県や市町村の議会議員も、もちろん選挙で選ばれるわけ です。これはですね、憲法で地方自治の首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶように定め られており、これを二元代表制と呼ばれております。一方ですね国政ではですね、直接選挙 で選んだ議員で構成される議会がですね、首相を使命し、その首相が内閣を組織する、議院 内閣制となっております。一般的な言葉ではございませんけども、一元代表制とも言われる。 これが一元と二元の違いでございます。したがってですね、三春町議会を構成する我々議員 はですね、町民の代表として、また町民全体の奉仕者としてですね、町民の信頼に値する倫 理を自覚してですね、法令や条例を遵守し、公正な職務執行を妨げる不当な要求にも屈しな いことが議員、議会として大切と考えております。一方、行政事務を執行する執行機関の町 長とですね、行政運営の基本方針や重要施策を決定する議決機関である議会がですね、相互 に牽制し合い、その均衡と調和のうえにたって、町の運営がなされるものと考えております。 このような前提にたってですね、1番目に現在の三春町はですね、二元代表制がしっかり確 立されていると思われるでしょうか。2番目に二元代表制をですね、しっかり確立するため に町長はどうあるべきと考えるかお聞かせ願います。

- ○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。 橋本副町長!
- ○副町長 第2の質問にお答えいたします。二元代表制については、ただいま15番議員さんが質問の中で述べられたので、省略させていただきたいと思います。で、三春町においても、条例の制定、それから改廃、予算など、地方自治法で定められる事項の議決権を有する議会と、同じく地方自治法の定めによる地方公共団体を統括し代表する町長が、それぞれの立場、役割において真摯に取り組んでいるところであり、確立されていると考えております。2点目の質問については、1点目の質問にお答えしたとおりであり、今後も引き続きその立場で取り組んでいくことと考えております。以上であります。
- ○議長 質問があればこれを許します。 小林鶴夫君!
- ○15番(小林鶴夫君) ただいまの答弁もですね、正直いって抽象的すぎて、私の答弁には具体性がないんじゃないかなあと思いますけども、最近はですね、先ほども言いましたとおり、臨時議会の混乱等々のいろんなものを考えますと、なんかこの二元代表制がぐらついているんではないかと、私はそういう実感でおります。例えばですね、これはあまりいい例ではございませんけども、確か2年間のですね、やっぱり8月の臨時議会、これは新しい庁舎の検討のための補正予算が入っての一般会計を審議する臨時会でございましたけども、この議会の開催を私たち議員が知る前にですね、町長の講演会の中ではそういうことがまわっている。その時感じたのは、やっぱり議会が軽くみられているのではないかという気がいたします。正直いって。その点についてですね、その後いろんなごちゃごちゃとありまして、先般も大変、町民の方にはですね、申し訳ないと思いますけども、混乱した中でですね議会が2日にも及んでしまったと。いうことでございます。こういうことを考えるとですね、やっぱり2元代表制がちょっと崩れているんじゃないかと思いますけども、町長のお考えをち

ょっとお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 二元代表制については、今副町長から申し上げたとおりでありますけれど、地方自治法で議会の使命、役割ですね、長の使命役割が明確にうたわれております、私たちは、法、条例、規則、そういう枠の中で活動している訳でありますし、そういう意味で議会を尊重し、あるいは長のほうもお互いに尊重しながらの議論、これをしっかり進めていくことがもっとも大事だと思っております。それぞれの使命、役割、領域って言葉はよくありませんけども、やはりその立場を尊重しあう、これに尽きると思っております。そうして議論することによって、二元代表制はしっかり確立できるとこのように思っております。
- ○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君!

- ○15番(小林鶴夫君) 今の答弁もですね、やっぱり、一般論に終始した答弁だと思います。私が尋ねたのはですね、2年間にですね、町長の講演会が我々の知る前にですね、議会の開催を知ったりなんだりするというのは、やっぱり議会が軽視されているんじゃないかなと思いますけども、その点町長どうお考えですか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 一つ一つ個々の問題を取り上げれば、私はきりがない。それは、お互いに反省し合ったり尊重し合ったりすることが大事であり、それが基本だと思っております。
- ○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君!

- ○15番(小林鶴夫君) 残念ながら、これもちょっと議論が噛み合ないのでこれで終わりにいたしますけども、我々議員もですね、町民の代表、町民の奉仕者としてしっかりした倫理観でこれから議会を進めていくことを誓って、私の質問を終わります。
- ○議長 それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

(休憩 午前11時55分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

- ○議長 それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開いたします。
- ○議長 3番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 先に通告しておきました3件について、質問いたします。最初に、 100条委員会について、私もですね、恥ずかしながら100条委員会については、考えた こともなかったし、議会も内容もあまり知りませんでした。しかし、今回町長が行った公文 書流出の件で、初めて議員必携を見て勉強した次第であります。

そこで、以前、議長も務めた議長も経験された町長に伺います。地方自治法にある100 条委員会についての見解を伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 第1の質問にお答えいたします。100条調査委員会については、地方自治法の第100条に基づく委員会をいい、議会は地方公共団体の事務に関する調査を行うことができるというものであります。その内容については、関係人の出頭及び証言などを請求することができ、それらを拒んだ場合には罰則規定も設けられている強制力を有する非常に大きな権力であります。その発動にあたっては、政争の具に供したり、個人的秘密に及んだり、個人攻撃の手段に利用されたりすることのないよう、慎重を期すべきものといわれております。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

○3番(影山初吉君) 今の三春町の議会はですね、答弁書が配られます。私の第1の質問は、本来なら、総務課長が答弁することになっていたのですが、町長に答弁いただきました。 ありがとうございます。そこで再質問をいたします。

この町長の公文書の流出、これが問題になったのは、7月31日の全員協議会であります。その中で、3時間を費やしていろいろ議会内部で調査をいたしたり、いろんな議論をいたしました。その中でですね、この問題が出たとき、多くの議員がですね、「議会軽視だと」「9月決算議会が終わらないのに」とほとんどの議員が言っておりました。議会は二元代表制で行政に対するチェック機関でもあり、監査機関でもありますし調査権もあります。議会は町民の代表でもありますし、特別委員会を設置して真相を究明して、町民の皆さんへ報告する義務があります。調査委員会を設置した方が良かったんじゃないかと私は思うんですが、それはですね、私たちが調査委員会を設置した方が良かったんじゃないかと私は思うんですが、そういうことで100条委員会、特別委員会を設置しなかったから、だんだんだんことが大きくなったと思うんですが、その点は町長いかがでしょう。

- ○議長 当局の答弁を求めます。
 鈴木町長!
- ○町長 議会軽視ではないかと、こういうふうな話しがありましたが、私はこれまで3期1 2年間務めてきた中で、議会軽視は全くしたことはありません。ただ今回については、資料 の内容については先ほど総務課長から詳しく説明したとおりでありますが、議会の報告前に 26年度分の決算の数値を町民に資料を配ったと。これは、議会に対する配慮に欠けたなと 思って今反省をしているところでございます。あとは、いろいろありましたけれども、去る 12日の臨時会で議決をされた案件でありますので、それらについては控えたいと思います。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) 先ほどの答弁でですね、政争の具に供したりと、こうありますが、この公文書は町長が持ち出して、文房具店に持っていって4,000部印刷したということが調査でわかっております。これは政争の具にならないんですか。当然、後援会資料として配られているんです。後援会資料として配られているということは、選挙、選挙に使おうとしていることなんですね。どうでしょう。自ら政争の具に使っていると思うんですが、町長はどう考えますか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

○町長 この資料は、毎年、後援会それから各地区の高齢者学級、さらには明徳大学、その他各種団体の町長講話に呼ばれた場合にこの資料を配って、町の財政状況を分かりやすく説

明して、使ってまいりました。今回だけが初めてでありません。毎年ずうっと使ってまいりました。今回も後援会活動の一貫として、後援会の皆さん方に資料を配って町の財政状況の内容をお知らせしたわけでございまして、政争の具では全くありません。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) はい。前質問した議員が副町長に尋ねました。この資料は問題ないんですか、と言ったところが副町長答弁しましたね、これは問題あっからまずいよ、と。こういうのを堂々と配っていてですよ、それも選挙が間近なんですよ。それを政争の具ではないと、どこで言えるんですか。どうぞ。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 今も申し上げましたように、ずうっと毎年配ってきた資料を今回も使いました。で、私は政治姿勢として、町の情報は、できるだけ早く町民にお知らせをしながらですね、協働のまちづくりを進めて参りました。その一貫としての今回の後援会の資料配布と。今回だけが特別ではないと、こういうふうなことでありまして、政争の具ではないと思っております。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) 今までもずうっと選挙に使っていた。じゃ今までもずうっと問題のある資料を使っていたと理解していいんですね。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 いままで毎年配っていたのは、選挙のためとか、全くそういうものではありませんし、今までは、つまり平成25年度までは、9月定例会終わってからであったと記憶をしております。今回だけが、9月定例会の前に配ったということであります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

- ○議長 第2の質問を許します。
- **○3番(影山初吉君)** 第2の質問に入らせていただきます。8月12・13日開催の臨時議会についてであります。

まず最初にですね、1番と2番、ほとんど同じ内容でありますので、まず町民の皆さんがなんでこういう2日間、それも22時間、約22時間に及んだのかということがほとんどの町民の皆さんが知らないと思うんですね。なんで議長が変わったんだ、副議長が変わったんだと。こういうこともわかんないと思いますので、その辺から入りたいと思います。

8月22日に臨時議会が開催されました。議案はたった1件なんですね。あ、12。ごめんなさい。8月12日開催の臨時議会。その内容は、たった1議案だったんですね。その1議案はですね、公文書流出の調査に関する決議ということであります。調査委員会を設置しよう、ということで内容はそういうことであります。それがですね、12日は昼食はさんで、夕食を食べないで夜の12時までかかりました。それで終わんなくて議会の延長ということで、13日午前10時から昼食をはさんで6時30分までかかりました。夕方の6時30分まで。なんで、1件の議案でそんなに時間がかかったのか。不思議ですね。これはですね、議会側に問題がある、議会側で時間を費やしたと私も思っておりますが、そういう過程に至

ったのはなぜなのか。議会の委員長、議事日程の追加、正副議長の辞任、委員長・委員の辞職、選挙選任、三春町議会がまっぷたつに割れたんですね。これはもとをただせば町長の公文書の持ち出しから始まったんですね。こういうことでお尋ねをいたします。

1番目に、2日間で22時間に及んだ臨時議会の感想を伺います。

2番目に、長時間に及んだ原因はどこにあると思いますか。伺います。

3番目、8月9日後援会事務所で6人の議員に対して公文書流出は違法ではないと説明。 この行為は、議会に対し不当介入にあたらないか、伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 第2の質問にお答えいたします。1点目の2日間で22時間に及んだ臨時会についてでありますが、そのほとんどが本会議ではなく、全員協議会や各委員会での議論によるものでありましたが、議論を重ねた結果によるものであると認識をしております。2点目の長時間に及んだ原因についてでありますが、1点目お答えしたとおりであります。3点目については、6人の議員に地方自治法上の違法性の有無についてお話したものであり、議会に対しての不当介入などということにはあたらないと考えております。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) 1点目2点目ですが、答弁を聞きますと、全員協議会や各委員会での議論によるものでありということで、議会側で長引かせたんだべと、いうようなお答えですね、問題がつくったのは、町長なんでですよね。町長はそういうことに対して、責任は感じませんか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長

- **○町長** 町長の責任ではないかといいますけれども、それについては臨時会で議決をいただきました。これが議会の意思、決定でありますから、私はそのように受け止めております。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) 3番目ですが8月9日、これはですね、中町で盆踊り大会があった 日だと思うんですが、後援会の事務所に6名の議員が集まったと。6名だか7名といわれて いるんですが、町長に伺いますが、6名なのか7名なのか。また、その議員さんたちは自分 の意思で集まったのか、誰が集めたのか。その辺をまずお聞かせください。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- **○町長** たしか集まったのは、6名だったかと思います。ただ、これは私が集めたんではなくて、議員の方々が、どなたかから声がかかったのかどうかはわかりませんけども、そんなかたちで集まった、と。このように認識をしておりおます。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

○3番(影山初吉君) 誰かわかりませんが6人の議員が集まった、と。以前、私たちは聞いておりますが、前副議長が集めたそうであります。それは、だれに言われて集めたんでしょうね、前副議長が自分の自らの意思で集めたんだかなんだか。それとそこで町長がいたんだかきたんだかわかりませんが、6人の議員に町長は何をしゃべったんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 議員の中でいろいろ議論になっている私の問題について、いろいろ違法性について、 県のほうの見解を確認をいたしました。違法性は全くない。文書ではありませんけれども、 口頭でもこういうふうに言われてきたと、いうことがございました。それは100条委員会 にかけるほどの問題でもないと、そういうふうな話しを言われてきたと。我々が一番問題に しなくてはならないのはやはり、法にふれているかどうかなんですね。そういう面で違法性 は全くないと、こういうふうなことを確認したので、集まった議員個々に話しをしました。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) 違法性はない、違法性はありませんよね、違法があったら警察が動くんです。確かに違法性はありませんが、倫理上、モラル上、さきほど副議長が言った通り、あ、もとい。副町長が言ったようにこれは問題がある書類ですよ。といいましたね。問題あるんです。その問題があるやつをですね、6人の議員に説明して、12日の臨時議会では反対にまわれと、こう言ったも等しいと思うんですよ私は。12日にこの6人の議員が全員反対にまわったんですね。そしてこの時反対にまわったのがあと2人いるんで8人なんですね。その2人は自らの意思でこれは違法性がないから反対票を投じたのか、それともどこからか電話がいったり何かして、反対にまわったのか。その辺は町長、何か分かりませんか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 議案に対して、反対するか賛成するかは議員個々の判断であって、それをうんぬん、 どうこうするというのはできないと思います。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) そのとおりだと思うんですね。じゃ、言わせていただきます。町長はですね、不当介入はしないといいながらですね、あちこちの後援会幹部に電話したり、あるいは議員の後援会長のところに訪れて、反対にまわれと、こういうことを言ったのはちゃんと耳に入っています。私は。これは捜査当局に私も相談します。これは強要罪とか何かにあたるんじゃないですか。いかがですかその辺は。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- **〇町長** そういう手法の問題については、私はうんぬん、することはありません。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) どうも私理解できないんですが、今の答弁はそういうことはなかったと。あった、なかったか、その一点だけお聞きします。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- **○町長** 具体性のない話には、私は、個々についてどうこう言えることではありません。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

○3番(影山初吉君) 答えになってませんが、いいでしょう。私はこの場にいって相談し

ます。ここでいろいろ言えば差し支えある人も出るでしょうから、誰々の後援会長のとこに 行って何言って反対にまわれ、そういうことをいえば傷つく人もいますので、ここで申し上 げませんが、そういうことがあったのは事実でありますので後で当局に行って相談いたしま す。これで終わります。

- ○議長 第3の質問を許します。
- ○3番(影山初吉君) 3番目の質問をいたします。3番目の質問はですね、旧三春中学校の解体工事についてであります。この問題はですね、旧三春中学校交流施設整備基本構想といいまして、議会と町とが協議をして進めようということであります。それがですね、さきほども言いましたとおりですね、この解体工事について7月31日にですね、町と議会で協議をして、協議をしようということになっていました31日に。ですがですね、この時町長の公文書流出の件が出まして3時間をこの問題に費やして協議に入れませんでした。そこで予算もついていることでありますから、協議をするのが急務と思われるがいかがでしょうか。伺います。

2番目にですねこれは協議をする内容に入ってますから特別なことはないんですが、2番目として町の手法で解体を進めると、下段を先に解体する考えのようですが、今もその計画には変わりはないか伺います。以上であります。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。 橋本副町長!

○副町長 お質しの旧三春中学校の解体工事に関わる旧三春中学校交流施設整備構想など3件の議会との協議については、現在お願いしているところであります。いずれの協議案件も、内部で検討を重ねたものであり、今般議会との協議ができる素案が取りまとめたところであります。この度この案件について、議会と協議に至らなかったことは残念なことであります。全ての案件は早々に議会と協議を行い、意見を反映し、成案としたい考えであります。特にご質問ありました三春中学校の解体工事につきましては、旧三春中学校交流施設整備基本構想解体工事の工期などを考慮すると、今定例会中にも協議を願いたく議会にお願いしているところであります。

次に解体工事の手法でありますが、特別教室棟を除く、管理普通特別教室棟、それから教室棟及び技術室棟は建築から50年が経過し、老朽化が著しいうえ、耐震診断結果がCランクであることから、耐震補強や改修工事を実施することなく解体撤去して、跡地の利活用を図ることで考えております。このことを踏まえた上で解体工事の手法については、高低差のある敷地や、校舎の配置状況などから判断すると、手前の校舎から順次解体工事を進めるのが通常の手法であると考えております。ただこれらについても議会の意見を聞きながら進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) 副町長から答弁をいただきました。私たちは協議をしましょうと言っているんですよね。協議をしましょうと言っているのになんで、ずらあっと町の考えを述べるんですか。こうやるように決めたようなもんですよ。最後に付け加えたように議会の意見を聞きながら進めて参りますって、問題でしょうこれは。これから議論するっているのに町の考えをずらずらずらと述べちゃって。これから町と議会で議論しますよって内容ですか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長!

- ○副町長 ただいまの再質問にお答えいたします。この事業費については、6月補正予算で予算の歳入歳出の議決をいただきました。その際も町は今現在こういう考えをもっているというご説明をいたしました。ただこの件については実施にあたっては議会との協議をするようにとのご意見をいただいたので、議会と協議をいたしますけども、私は町の考えを説明したうえで、議会のご意見も伺うのが道理かと思って町の考えを説明させていただきました。以上であります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) そこで副町長に伺います。私が今日一般質問をこの問題をするというのは以前に分かっていますよね。私が18日に提出したんです。議長のもとに。こういう内容で質問しますよと。それがですよ。8月19日に副町長は議長に対して早期に協議したい旨申し入れた。議員の一般質問をどう考えているんでしょうね、これはね。副町長どうですかその辺は。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長!

- ○副町長 この案件について、町長名で議会議長に協議をお願いしたのが7月15日でございます。7月15日に議会のほうにお願いして、7月31日に協議をやりましょうということで進めてきたんですけども、さきほど議員さんが質問の中で言われたようにできなかったので改めてできるだけ早くお願いしますということでお願いした経過であります。以上であります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) 時間がありませんので次の質問に入りますが、副町長、この2年前 臨時議会がありまして、庁舎問題の臨時会でありました。それから今日まで約2年間、議会 と町側が真摯に協議したとその内容に間違いないと確信もっておりますか。どうですか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長!

- **○副町長** あの、誠意を持って協議したのかといわれれば、私らは誠意を持って議会と協議 させていただきました。以上であります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) はい、そういう答えであります。じゃ、私が質問します。ここ2年間ですね、聞くとこによりますとですね、議会に負けんなよ、議員のいうこと聞くなよ、議会のいうこと聞くなよ。いろいろ勝った負けた何対何だ、こういう話しが出回っていますね。これで協議をしたんですか、本当に。協議に値するような内容だったんですか。どうでしょう。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長!

- **○副町長** お答えしたとおりですね、私たちは議会との協議は誠意をもってやらさせていた だきました。いうことであります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

- ○3番(影山初吉君) 町民の皆さんが分かんないと思いますので、んじゃ具体的な例をあげます。いろいろ役場庁舎問題やらいろいろありますが、一番は具体的にいえるのはこの駐車場なんですね。みてください。この駐車場。この駐車場、改修して、多くの車を止めようと。町民のため、また観光客のため、役場職員のため、そういうわけでこの駐車場整備が始まりました。金額的には相当になると思うんですが、議会が毎回来てみているもんだから、何工事やっているんだべな、これで本当に多くの車が止められるのかな、ということで心配して・・・
- ○**議長** 影山議員、通告から若干、駐車場の問題は外れておりますので・・
- ○3番(影山初吉君) いやいやいや、絶対外れていません。それはですね、私言ったようにですよ、これは今まで協議しましたかということで私は質問してるんです。協議しないんですよ。だから言っているんです。これは協議の内容から引き続きの内容なんです。それでもだめですか議長。
- ○議長 この件についてはオーケーです。
- ○3番(影山初吉君) じゃ単刀直入に言います。議会側がこれはおかしいから、ほとんど 台数が多くならないということで、やめたらいいんじゃないですか、と町にいったら、町の 職員幹部は「うん、議会いうのも一理ある。」ということで町長に言ったら、町長は「議会の 言うことなんで聞いてんな!」こういうこといったそうです。そして、今こういうふうにで きあがったんですが、これも町側がなげたんですよ。議会の言うことを聞かないでなげたんです。解決できなかったんです。ある議員が一生懸命になって、んじゃ石がいっぱいなって 予算もないから石がいっぱいになって投げるとこもないからっていうことで、白山荘の介護 施設の前に池があるからあそこに埋めて平にして安全にしようと。介護車が池に入ったりなんだりしてはしかたないから、ということで町の2トンダンプかなんかを使ってせっせとは 運んだんです。そしてこの形になったんです。町はなげたんですよ。こういうことが協議しましたか。こういうことで。協議しようということで、議会は再三言って町の幹部は議会言っていることはごもっともだ、町長に言ったら町長は議会のいうことなんか聞いてんな!いったところが、工事がお金がなくて中断。そういう経過であります。そういう経過を踏まえて本当に町と議会が真摯にお話をしましたか。協議をしましたか。どうぞ。
- ○議長 当局の答弁を答えられる範囲内で答弁を求めます。 橋本副町長!
- ○副町長 私はさきほどですね、議会との協議については誠意をもってやらさせていただきましたと答えました。この駐車場の件に関してもこれはおっしゃるとおり、補正予算補正予算でですね何回か補正予算の都度ですね、議会とは協議させていただいたというふうに理解はしております。以上であります。

○議長

鈴木町長!

- ○町長 あの、町長は議会のいうことなど聞くな、と言ったという話しを言われておりますけれど、私はそういう話しを全くしておりません。
- ○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君!

○3番(影山初吉君) 残り時間6分になりました。町長は言っていないと。言った言わないは当然分かる話しではないので、それでいいでしょうが、町で予算がなくて、もう工事をなげたのは間違いないんです。それを町の2トン車何台も持ち出して、一生懸命石を運んだ

なにからしてこの状態になったんです。それはある議員がこうしてこうおさめるべきだ、そうしないと駄目だよ、といってこうなってなんとか仕上がったんですね。そういう経過はまぎれもない事実でありますので、その辺だけ確認をして終わります。確認をいたします。

○議長 当局の答弁を答えられれば答弁を求めます。

橋本副町長!

- ○副町長 おっしゃるとおりですね、ここは当初よりも土量とですね岩がでて工事に苦労してですね、それを事業費を抑えるために残土といいますか、どういう処理をするということで、白山荘の前の埋立をして残土処理をさせていただいたことは事実でありますので、その通りであると思ってはおります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

- ○4番(佐藤弘君) 先に通告してあります2件についてお尋ねをいたします。まず初めに、 小学校の再編についてであります。
 - 1 各小学校の現状、児童の数、学年ごとの数について
 - 2 再編に向けての教育委員会の方針について
 - 3 当面考えられている課題について
 - 3点について教育委員会委員長にお尋ねいたします。
- ○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

武地教育委員長!

○教育委員長 1番目のご質問についてお答えいたします。現在の小学校の児童数及び学年 ごとの児童数等は以下の通りでございます。

三春小学校は全児童が313名。1学年は49名、2学年が50名、3学年が47名、4学年が49名、5学年が54名、6学年が64名となっております。学級数は各学年全て2学級で特別支援学級が6学級。全体で18学級となっております。

岩江小学校は全児童が239名。1学年が47名、2学年が22名、3学年が37名、4学年が44名、5学年も44名、6学年が45名となっております。学級数は2学年のみ1学級で他の学年は全て2学級。特別支援学級が1学級の全体で12学級となっております。

御木沢小学校は全児童数が72名。1学年が10名、2学年が8名、3学年が15名、4学年が13名、5学年が6名、6学年が20名となっております。学級数は全学年1学級で特別支援学級が1学級の全体で7学級となっております。

中妻小学校は全児童数が63名。1学年が9名、2学年が11名、3学年が8名、4学年12名、5学年も12名、6学年が11名となっております。学級数は全学年1学級で特別支援学級が1学級の全体で7学級となっております。

中郷小学校は全児童数が82名。1学年が17名、2学年が11名、3学年が20名、4学年が9名、5学年が16名、6学年が9名となっております。学級数は全学年1学級で特別支援学級が1学級の全7学級となっております。

沢石小学校は全児童数が52名。1学年が8名、2学年が5名、3学年が11名、4学年が6名、5学年が11名、6学年も11名となっております。学級数は1学年と6学年がそれぞれ1学級、2学年と3学年、4学年と5学年がともに複式学級で、特別支援学級が1学

級の全体で5学級となっております。

2番目のご質問についてお答えいたします。再編に向けての検討に当たっては、子どもの生きるちからの育成という、町の学校教育の基本方針にのっとり、子どもの教育環境や教育条件をより良いものにしていきたいと考えております。また、過日提出いただきました議会からの要望書を貴重な意見として受け止め、小学校の適性規模、適性配置に関して示された例示についても検討していきたいと考えております。

3番目のご質問についてお答えいたします。当面考えられる課題につきましては、複式学級や、さらには要望書にも記載がありました、小規模校の課題があると考えておりますので、 今後内容を把握していきたいと考えております。以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

○4番(佐藤弘君) 最初の答弁の中で、現在沢石小学校が4年と5年、2年と3年それから4年と5年が複式だと、このことについては前々からそうなるよ、ということがありまして、議会としては早急に教育委員会としての方針を出すべきじゃないかとうたっていたわけでありますけれど、今回特に議会の特別委員会で、議会としての要望を教育委員会に出したところであります。それが2番目の答弁として貴重な意見として受け止め、今後それらも含めて適性についても検討していく、というふうな答弁でありますけれど、問題なのはできるだけやっぱり早めに方針を打ち出していただきたい。したがって遅くても12月頃までは、ま、一番いいのはですね、各地域でまちづくり懇談会があると思いますけども、それまでに一定の方向を一つ出して、提供願えればと思いますけども、その点可能かどうなのかお尋ねをしたいと思います。

もう一点でありますけども、この間再編問題で議会としては特に再編問題といいますけれども、統合しろ、ということをいっていることではない。再編しなければならない学校があるのではないか。そうであれば急に来年からとかってそういう問題ではないんで、各地域にに十分期間をおいて入るべきだと、こういう言い方をしてきてございました。ただその中でですねちょっと危惧されるのが地区のコミュニケーションの問題。これがひとつのネックになっているような答弁が再々されたわけですけども、我々議会のほうで他の町村の視察になんかにいきますと、他の地域では、地域のコミュニケーションの問題と教育環境については全く別問題であって、それぞれの地区における今高齢化の問題もあるんで、コミュニケーションについてはそれはそれとして、どうするのかという議論をしてもらう。教育問題の再編関係の問題については、また別の問題として議論してもらってる。こういう話しもあちこちで聞いていますので、その辺についても三春町としてコミュニティー問題はコミュニティー問題と切り離して当然、議論していかなければならないと思いますので、その辺についてだけ確認をしていきたいと思います。以上2点についてお答え願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

教育長!

○教育長 再質問の1点目についてまずお答えをいたします。期限につきましてはこれから検討して参りますので、お約束を12月頃、ということでありましたが、できるだけ早くしたいとは思いますが、ここで事務方の件、それから定例教育委員会ということでありますと、月に1回ということでやっておりまして、臨時も可能ではありますけどもそういうことが事務的なものもありますので、お約束はできませんが、12月頃を目途にしつつ事務方のほうではやっていきたいと思っております。

2つ目の地域コミュニティー、コミュニケーションといいう言葉もございましたけども、コミュニティーですね。地域コミュニティーの核ということでありますが、切り離してはどうかということでありますけれど、これは非常に難しい問題であります。学校は誰のものか、といったときにですね、非常に難しい問題ございまして、むしろ文科省はですね最近はまちづくりの核としてですね学校を考えていってはどうかという、そういう視点もございますので、ここでですね、私のほうで切り離す、とかそういうことにはならない。これも教育委員会で教育委員の皆様にお聞きしなければならない大きな問題であるというふうに思っております。ましてや、設置者は町でございますので、町ともよく協議をしたうえでないと、即答は避けさせていただきたいと思います。

- ○議長 質問があればこれを許します。佐藤弘君!
- ○4番(佐藤弘君) 先ほどの質問でやめようと思いましたけれども、教育長の発言がちょ っとずれているのではないか。というのはですね、学校があるところ、あるところというと ですね、今各地域にありますよ、というだろうと思うんですけど、きちっとした学校がある ところはそれを地域の核として、といっているんですよね。なくなりそうになる学校を地域 の核としてなんていってないんですよ。間違ってもらっては困るんです。国で言っているの は今ある学校を核として、そういう言い方なんですよね、今我々が言っているのはですね、 もう生徒もいなくなる。複式がボンボン増えてくる。そういうふうな学校を地域のために残 せ、こういうことはおかしいんじゃないの、教育問題は教育問題として考えるべきでしょう といっているだけなんですよね。それが学校という施設があるから町と相談するなどという 教育委員会の答弁であればこれはおかしい。さきほど言っているのとは全然違います。教育 委員長さんが答弁した中身とは、かけはなれてくるだけなんですよね。問題なのは「教育環 境をどうするのか。」複式がどんどん増えてくる。そういうことでも1人でも2人でもいれば 学校を残すんだ地域のために。こういうのが、三春町の教育委員会の考えであればはっきり 言ってくださいよ。議会で出した意見なんて全然聞きません、ということですから。そう言 ってくださいよ。全然違うことをいっているのではないですか。学校の建物うんぬんについ てはそれは町でしょ。私は町に対してきいてないよ。教育委員会としてどうなのかと聞いて いるんですよ。
- ○議長 当局の答弁を求めます。教育長!
- ○教育長 設置者は町ということでこれは法律的にそうなっています。建物の話ではありません。ですから今なでの6年、7年になりますかね、中学校の再編の検討委員会でも町長さんが諮問して町長さんに回答している、ということでございまして、建物の話ではなく、設置者は町ということでお話をいたしました。それからなくなる学校という表現はありましたけれど、なくなる学校はございません。三春にはございません。決して1になったり2になったりする学校もございません。ですから地域の方々の意向を尊重しつつ、保護者の意向を尊重しつつ考えていきたいというのが、いつも申し上げている教育委員会の5名の方々の総意でございます。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

○4番(佐藤弘君) 前にもいろいろ一般質問しまして、教育長とは全くこれは肌が合わないんでしょうかね。答弁全くすれ違いの答弁しかされませんので、教育委員長さんにお尋ね

をさらにします。私はなくなる学校というのは将来的に子ども生徒が児童がいなくなる、とそういう意味でいっているんですね。それをなるなる学校はありません。何言っているの議員は、っていうような言い方は何を聞いていっているの、と逆に私は言いたいんですよね。そういうふうに児童が1人か2人しかいなくなるとみていればだんだんわかるでしょう。少子化で。そういう時にどうするの、っていっているんですよ。そういう受け止め方ができないで、いや一なくなる学校はありません。いや一建物は残しておけば100年だって残りますよ。そういう問題を言っているんじゃないんですよ。しっかりと聞いてしっかり答弁してもらわないと困りますよ。教育委員長さんに再度お尋ねいたしますけれど、今の教育長さんの答弁だと地域の声を聞いてやる。したがって、教育委員会のあらたな方針はいらない、こういうような答弁です。さきほどの答弁では、議会から出された要望について、検討をするといっているんですよ。検討する余地が全くないことを前に言ったことをそっくり言っているんですよね。その辺確認をしたい。検討する気があるのかないのか。

○議長 当局の答弁を求めます。

武地教育教育長!

- ○教育教育長 先ほどの答弁のとおり、再編についての方針については着手して参ります。 そのために、保護者の皆様、または地域住民の方々のご意見を十分に聞きながら、それを課題があれば精緻に分析し、その結果検証を行ったうえで子どもたちを健やかに育んでいくということで、方針を作っていきたいと思っております。以上でございます。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

佐藤弘君!

○4番(佐藤弘君) 町長の公文書流出問題についてお尋ねをいたします。

第1に多くの今回議員の方がいろんな角度で質問しておりますので、だぶると思いますけれども、先に通告した内容について、申し上げていきたいと思います。第1に町長は公文書の1ページを自分の選挙の後援会の資料にし、不特定多数の町民に配布した。その文書は一部の職員しか知らない。監査委員も議員も通常9月定例会が終われば、どこにでもでていい。町政懇談会で話されたこともあると思う。しかし、9月定例会前に話としていまだ出たことはない。公文書流出しても問題ないのか。まずお聞きしたい。

第2に今後このようなことが起こらないようにするには、議員、特別職等の倫理条例が必要と考えるがどうか。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長!

○副町長 第2点目の公文書流出問題についてお答えいたします。まず公文書の取扱いについてでありますが、当該公文書は地方自治法では、繰り返しになりますけども、決算を認定する際の参考とするもので、議会の認定の対象となるもではないことから、地方自治法上は問題がないと考えております。しかしながら、今までもいろいろ議員さんからご指摘いただいたとおり、決算の公表は9月定例会において認定を受けてから後、決算の認定の際の参考とする資料含めて広報などで周知しております。また広く知らせるべき内容の情報であっても議会に対しての情報報告をまず行うのが通常でありまして、議会への配慮に欠けていたことについては反省すべきものと思います。この点については、8月12日開催された臨時議会の冒頭、町長からもお詫び申し上げたとおりであります。

2点目の、これらについての対応ですけども、議員それから特別職の臨時条例についてでありますが、今後、必要性について検討して参りたいと思います。以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

- ○4番(佐藤弘君) まず初めにですね、さきほど16番議員の質問、要するに2年前に8月臨時会が庁舎問題の臨時会が開催される、我々議員に臨時会の日にちが言われる前、議会に言われる前に、町長の後援会の文書の日付が、全くその前の日付、要するに庁内で課長、副町長何人かの中で臨時議会は何日、と決めた瞬間に後援会に言った人がいる。言った人がいると言えばこれは町長以外に後援会に言う人はいないんですよね。日付を見てもらえば明らかなんですよね。議会にいつ臨時会をやりますよ。と伺いやる前にもこの日付で臨時会傍聴の文書が配られた。そのことについていかがなものですか。という質問ありました。そのことについて、どうこういうわけではありません。その時に町長は、個々のこといろいろ言えば数限りがない、こういう答弁でした。これは私どころか議会として全く聞き捨てならない発言ですよね。お互いにいろいろ細いこと言えば、といっているとすれば、お互いもなにも議会にはいっさいそういうことはない、私は言い切りたいんですよね。したがって言い過ぎではなかったか。発言のまず取り消しを求めたいと思います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 私ども、執行者、それから議会、これから一般社会等等でですねいろんな難題が数多く起きておりますし、情報も錯綜しております。そういう中で、一つひとつ問題を取り上げて、どうこうとういうことについては、私はきりがない話だとそういうふうな考えで申し上げました。
- ○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

- ○4番(佐藤弘君) そう言うならば、さきほどの発言もそうですけども、議会にも問題があるだろう。ととられるような発言ではなかった、とこう言っていただければ結構だと思うんですけれど、いかがでしょうか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- ○町長 議会に問題があるとか、ないとか、そういう意味で申し上げたつもりはございません。
- ○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

○4番(佐藤弘君) さきほどから何度かこのような質問がでていますけれど、特にいわれていることについての答弁というより一般的な答弁をされているようですので、要するに流出した文書というのは、ここに今回我々の手元に配られました、主要な施策の成果を説明する書類、これの中の32ページ。1ページなんですよね。この中の1ページで、問題なのは法的に問題かどうかということは我々は問うているわけではない。何度も言っています。問題なのは、この時期になぜなのか。町長も言ってますけども、町民にこういう資料、いい資料、ある意味ではみんなに知ってもらいたい。流す。当然だと思うんです。我々だって9月定例会が終われば、それなりの議会報告とかなんかあれば、それは使っててボンボン使ってしゃべってます。それはいい、それは問題ないよ。ただ、なぜこの時期、まして監査やって

る。そして、これから9月の定例会が始まる時期に流出をしたのか。そこが問題なんです。 要するに文書がうんぬんじゃなくてこの32ページ、これなんです。これをぬいて、さきほ ど話しにありました町長自ら書店にもっていって4,000部コピーを、この32ページのタ イトル「三春町の町債(借金の推移)鈴木義孝 後援会資料」ここだけ自筆なんですね。あ とは、パソコンで打ったやつだと思うんですけども、この自筆は調査によって町長の自筆だ、 副町長が全協の中で答弁してます。これが問題ではないか、といっているんです。したがっ て、決算前なんです。決算過ぎたら選挙終わるんですよ。したがっていやこれはいい資料だ っていうことでこの一部、持って書店に行ってコピーしてばらまいたんです。一般町民、こ れ4,000部っていいましたよね。4,500あると新聞折込み入るんですよ。三春ね。ま、 あとは船引の新聞社舞木の新聞社いくとまたプラスになりますけども。全町に配布したなら まだ私は許せるだろうと思うんですよ。後接会の資料と自分で書いて、後接会にだけ配った のが、政争の具ではないか、といわれるゆえんなんですよ。問題はそこをいっているんです よ。よく考えてください。単に町長が1部文章流した~って騒いでいるだけではない、議会 に出す前に文書流したこと、それは謝ってます。それはそれ。問題なのはそうじゃなくて特 定の人に特定のために、ちゃんと書いてんだもん、これかかなければいいんですよ、後援会 討議資料なんて書かないで後援会で関係なくいろんなところで会った時にこの話をするのに 出したんだ。ってさっき言っているとおりであればいいの。さっき言っているのは全然、こ れを皆さんわかればああ、そうでないんだ、特定なんだ。このために9月定例会前に抜いた んだな、みんなそう思うんですよ。だから問題ではないのか。町長がやったこと、職員が特 別対策本部を作ってできるかっていうとこれはできる話でないから、議会でやらなきゃなら ないんじゃないかな、っていうことで議会で特別委員会をじゃあ開きましょう。議会の運営 委員会も開いて全員一致で了解した。2、3日すぎたら議員の半分がひっくり返った。なぜ か。法的に違法でないんだ。だから特別委員会を開く必要はない。といわれている。だれが そんなことを言っているの。町長が言っている。さきほど話にもありましたよね。町長がな んで特定の議員に言わなきゃならないの。わざわざ総務課長職員をつかって福島までいって 確認してきたのを、全員議員、集まる日があるんだよ、目の前に。目の前にあるのに、その 前に特定の議員だけにこれあの法的に問題がない、ってなんで言わなきゃならないの。それ も自らの選挙事務所ですよ。おかしいんじゃないですか、だれが聞いてたって。そこがやっ ぱり我々議員が町民から問われるんですよ。問われているんですよ。したがってそのことに ついて明確な責任の所在といいますかね、町長がきちっとそのことを踏まえて謝罪している ならまた別ですよ。そこは関係なく、いや普段であれば別にボンボンボンボンだしていいん だ。たまたま議会の前に出したからそれは申し訳なかった、という理由では理由になりませ んよ。今日傍聴にきている人らだっていやいや、そんなことだったのかい。そういわれれば こういうふうに名前が入っていれば、これは選挙に使うためにぬいたってみんな思いますよ。 いやこれはそうではねえべ。後援会の役員が書いた字ではないんですよ。町長自ら書いた字 なんですよ。この件についてどう思うのか、先ほど答弁にたった副町長なり、総務課長がい れば、そこの部分を含めて再度、答弁のやり直しをしていただきたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

○町長 後援会資料として、手書きの部分は私が書きました。今、議員がおっしゃった全町に配れば問題ない。こういう話しをされましたけれど、全町に配ったらこれははっきり問題になります。むしろそれが問題なんですね。私は後援会に配ったということは、私の政治活

動の一貫なんです。政治活動として後援会に配って後援会資料として、会員の皆さん方に見ていただいた。これは私の政治活動の一貫なんです。どのようにそれを選挙のためだとかいろいろどのようにとられようともそれは構いませんけれども、あくまでも私の政治活動の一貫として後援会に配った。これを無差別に配ったりしたら、むしろこれの方が問題なんです。ということを、申し上げたいと思います。

- ○**議長** 質問があればこれを許します。 佐藤弘君!
- ○4番(佐藤弘君) 町長いいこと言ってくれましたね。全町に配れば問題で、特定の人に 配れば問題ではない。私は全町に配れば問題ではないと思いますよね。ただ、たまたま9月 定例会前に全町に配ったんでは、ということがあるだけだと思うんですがね。今、町長が言 ったこと。これは記録に当然本会議だから残りますけども、私の後援会に使った、私の後援 会に使ったんだそうですよ。職権乱用じゃないですか、地位利用じゃないですか。これ町長 だけだよ抜き取ることができるのは。我々全然そんなの作ったの知らない。町長は監査に出 すのに決裁を押しているわけですよね。さきほど申し上げました。これ、監査で7月の13 かな、14だかその1週間だか5日間だか監査やるのに、財務課で作ったのをどれどれ、は いおっけい!決裁した。決裁したから町長はわかっている。あとは財務課の課長、そしてつ くらせた社員、職員ね、は分かるかもわからないけど、そこから取り出すのができたのは、 仮にその3人しかいないわけですよね。今回は、町長自らが町長の地位を利用して抜き取っ たんですよ。これは。われわれはまったく知らされていないんですよ。他の課長だって全く 知らされていない。他の社員だって、職員だって知らないんですよ。地位利用のなにもので もないんじゃないですか。地位利用して自分の政治のあれに使った。そんなことがどこで許 されるのですか。許されると思っているんですか。答弁願います。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

- **○町長** 後援会資料、そのためにはっきりと書き入れました。したがって後援会の方々に配って、それが私の政治活動の一貫であると、このように考えて行いました。
- ○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

- ○4番(佐藤弘君) 答弁に答えてないようで、選管も含めていろいろ法的に詳しい総務課長がいますので、もし総務課長が答えられれば。地位を利用した行為だと私はいっているんですけども、私の言っていることが間違いなのかどうなのか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

○総務課長 お答えします。地位を利用したということにあたるんではないか、という話ですが、昨日も全員協議会の中で、選挙活動の話を若干させていただいたところであります。選挙活動とはということで特定の候補者に対し、当選させよう、あるいはおとしいれようということで行っていく活動全般をさすというふうなお話をさせていただいたところであります。今回、町長がまだ認定の終わっていない資料の一部分をコピーして使ったという部分ですが、これはあくまでも決算認定前の一般的な資料、先程、公表を前提にしてつくらている書類ということでお話ししたところでありますが、それを使ったと、いうことにすぎないというふうに考えてございます。地位の利用ということになりますと、いわゆる公職選挙法でいう地位の利用ということになると、例えば町長の立場を利用して、我々部下に対して投票

しろよとか、そういったことを指示するのが一般的な地位利用というふうな解釈でおりますので、今回のは、やはりさきほど申し上げさせていただいたとおり、書類の扱いについて認定前に使ったことであった、ということに変わりはございません。若干地位利用の定義づけ部分については、やはりちょっと相違があるのかなと感じております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

- ○4番(佐藤弘君) 今私の聞き方が間違ったのかな。公職選挙法上の地位利用を言っているわけではないんです。私が言ったのは、あくまでそれを抜きとれる地位にあった、ということですよね。その地位を利用したんではないか。そういう意味でどうなのかと。公職選挙法だけの問題でなく、倫理上の問題も含めて、全員が要するに9月定例会が終わって我々がすぐぬける、もらえる。ということなら地位利用でもなんでもないんですけど、その時点では、多分私が言った財務課とかね限られた部分ですから、そこにいた人しかぬけないんですよね。そういう地位を利用してやったことじゃないの。ということで聞いたんです。そういうことですよね。それはね。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

- ○総務課長 これはさきほど、副町長が答えたところでありますが、議会より指示をいただきまして全員協議会の中で町長も含めて関係した職員の聞き取り調査を行ったところでありました。その中で当該資料の一部を使ったことについては、さきほど町長からも軽卒だったというふうな内容の発言がございましたが、そういった結論については、全然かわるものではありません。そういった解釈をしてございます。今のご質問の内容からみると、その時点その場に居た人たちだけで使って、ひらたくいって大変恐縮なんですがずるいんではないかということだと思います。ただ、そういったことを含めましても先ほど町長あるいは副町長あるいは我々も入って行った各種調査の結果を踏まえましても、認定前に使ったことはちょっと軽卒だったのではないですかという結論が揺るぐものではありません。我々はそういった時点で捉えております。そのように解釈してございます。
- ○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

- ○4番(佐藤弘君) これも噛み合ない話のようですけれども、全戸に配布したらこれは大変な話だ、とどういう意味で言っているのかちょっとわからないですね。要するに定例会前の話だからだめだといっているのか。今までの答弁でもなんでも、定例会過ぎれば別になんら問題ではないといっているのだから全戸配布すればなんら問題ない。ただ今回のなかで全戸配布したら問題だ、とそういう言い方をしている。そうだとすれば全戸配布しようが何しようが同じだと思うんだよね。議会に出す前にやったことは、申し訳なかったといっているんだから。その他に問題になるようなこと全戸配布するとあんの。ちょっと言っている意味が分からないんで、再度説明をお願いします。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

○総務課長 お答えします。町長が先ほど申し上げた全戸に配布するとまずいと言うのは、 例えば、鈴木義孝後援会資料ということである意味無差別に全戸に配ったとします。配られ たそれぞれのご家庭では大変申し訳ないんですが、鈴木義孝町長を支持していない方もいら っしゃる訳です。そういったところに無差別に後援会資料を届けるのは、公職選挙法上に抵 触する恐れがあると解釈しておりますので、そういった部分ではまずいという発言内容とい うふうに考えております。

- ○**議長** 質問があればこれを許します。 佐藤弘君!
- ○4番(佐藤弘君) 要するに、私がさきほどいったのはね、後援会資料というのを全戸にといっているんじゃないですよ、そうでなくてこのページぬいたのを全戸に配布したらよかったんじゃないの、っていっているんですよ。今総務課長言っていますけれど、無差別にやったのでは問題だ。公職選挙法に触れる。後援会の人だけに配っていますか、いま。区長組長通してある部落は全戸に配ってますよ。これはどうなんですか。公職選挙法上問題ではない。回収したんですか。今は選挙の時期だから特にそういう問題っていうのはみんな情いろんな意味で集めています。したがって後援会のところにだけ選んでに配るということはしていませんね。そういう事実について、いやっ把握はしてません、って言うんですか。していなければそういう事実があります。どうしますか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長!

- ○総務課長 はい、現在そういった行為があるんではないかというお質しでございました。 我々、選挙管理委員会事務局の方には電話あるいはいろいろなかたちで情報が入ってござい ます。結果的に申せば複数入ってございます。内容につきましては、その内容により警察の 方と情報交換もさせていただいているところでございます。ただ我々選挙管理委員には強制 的な捜査権あるいはそういうのはございません。したがいまして、今のところはこういった 情報がありますよというのを警察にお知らせしたうえ、なお、その問題ではないかという資 料を配布した、例えば後援会の方、あるいは広報を予定されているであろうそういった方に 対しましては、こういう行為は公職選挙法に触れる恐れがありますよ、とお知らせはしてご ざいます。そういった点につきましては、先日の全員協議会の中でもお話をさせていただい たところでございます。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。佐藤弘君!
- ○4番(佐藤弘君) 別に公選法に抵触するかしないかではなくて、一貫して我々が言って いるのはやっぱりそういう立場にいる人がですね、まだ一般的にも出ていない監査も知らな い、議会も知らない、議員も知らない中でやっぱり文書を流す自体問題だろうということが 問題なんですよね。たまたま、今回は起きた背景はやっぱり選挙という中で9月定例会前に 見て、ああこれはと思ってやったのが問題だろう。そのことについてはきちっと整理しなけ ればならないと思うんですよね。もう一つは我々もこれからですね町から出る文書、やっぱ り町民の方にいろんなことを提供したいという中でそういうことが起きうる可能性がないと はいえませんけども、今回だってやった後にこれが法的にどうなのか、こういうことだった と思うんですよね。ぬいた時点ではいい資料だとまいたというか、配ったようですけども、 そのあといろいろな問題がでてきたなかで、ある意味では弁護士に聞いてみるとかある意味 では県にいってきいてみるとかっていうのは、はっきりしないからそういう行為もあったん だと思うんですよね。だから問題なのは完全にこれは、というチェックをどこかでするか自 らきちっとそのことを知って出すなら出すということにならないとですね、いけない。した がって、法的に問題がないから今回問題ではないということではなくて、このことを踏まえ てきちっとやっぱり、今後やっていく姿勢について、最後にお尋ねをして終わりたいと思い

ます。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長!

- ○副町長 今後はですね、特別職を含めて公文書の取扱いについては習熟を図るとともに、 法令を遵守して職務にあたることを徹底するために研修会と、それから三春町にある庁内文 書主義委員会などを開催して再発防止に一層努めて参りたいと考えておりますので、ご理解 をいただきたいと思います。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで、50分まで休憩いたします。

(休憩 午後2時44分)(休 憩 >

(再開 午後2時50分)

- ○議長 1番陰山丈夫君、質問席に登壇願います。第1の質問を許します。
- ○1番(陰山丈夫君) 第1の質問をいたします。小学校の英語授業について、英語教育は2020年度から小学校5、6年生の正式な教科となります。文科省の調査では中学で苦手意識増になっており、小学生の8割は読み書きを希望しているとのことです。そこで次の3点についてお尋ねします。
 - 1 町の英語教育の実態が文科省の調査と同じ傾向にあるのか。
 - 2 35時間の必修時間について
 - 3 低学年かは国語力が心配という提言について

以上3点についてお答えお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長!

○教育長 1番目の質問についてお答えいたします。三春町教育委員会では、ご質問に該当する独自の調査、及びそれに類似する調査については行っておりませんが、今年4月に行った町小中学校英語指導担当者会では、中学校の教員から、中学入学前に英語が嫌いにならない程度で、小学校で多少の読み書き指導を行ってほしい。という要望はでておりました。

2番目の質問についてお答えいたします。現在学習指導要領に従って、三春町教育委員会として小学校外国語活動基本方針を策定し、各小学校の5、6年生では、年間35時間の外国語活動を教育課程に位置づけて実施しております。今後、学習指導要領の改訂が行われ英語が教科化されれば、授業時間が増えることは予想されます。

3点目の質問についてお答えいたします。英語教育の低学年化が進んだとしましても、教育課程の国語の時間への影響はほとんどなく、国語力の低下につながるという心配はない、と考えております。学校教育のほとんどの時間は国語、日本語で行われており、国語の大切さは今までとなんら変わりはない、と考えております。特に現在はどの学校でもどの教科でも言語活動を重視した活動を行っております。また、三春町教育委員会としましても各学校に国語の時間、国語教育の大切さを指導して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

- ○1番(陰山丈夫君) 文科省が調査した中で教員は約78%のね、数字で研修が十分でないと回答しており、指導についてですね苦手意識を持っているということであります。2020年度から3、4年で週1、2時間、5、6年生で週3時間の正式教科となり通知書も検討されているということでございます。文科省のモデル校では小学校から高校までの12年間とか、小中の9年間、または幼稚園から中学校までの11年間などと長いスパンで取り組んでいることが報告されております。長い取組みの中で一期、二期などと分けて学習しているということでございます。これからは、ますますですねグローバル化が進み、英語も重要なものになってくると思います。世界で通用する人たちを排出するために、どのように英語教育を進めるのかお尋ねをいたします。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長!

○教育長 1点目の国際化に向けた英語教育についてですが、皆さん御存知のようにユニクロや楽天などの企業は、もうすでに英語が公用になっています。そういうことを踏まえるとこれからの英語教育は大変重要と考えております。このようなことを踏まえて、これから小学校では、外国語活動を現在実施しておりますが、小学校で英語という教科名で授業ができないのは、小学校の免許状が英語指導法を勉強するカリキュラムになっていないせいであります。今後そういうことをクリアしながらですね、英語教育を推進していかなければならないと思っております。文部科学省では、今度の学習指導要領の改訂を期に、5、6年生に英語という教科を作る考えですので、5、6年生にということを見越して、さきほどお話いたいましたように、中学校の教員から多少の読み書きは指導してくださいと要望がありましたので、そういうことを踏まえながら、さらに三春町としても英語教育に力を入れていきたい、というふうに思っております。

その意味では、今年度度からですね、英語検定の受験料を町費、町のお金で受験する機会を一回ずつ中学生に与えることが皆様の議員様のご了解をいただいて予算化されておりますので、そういうものも含めて推進していきたいというふうに思っております。

2点目の研究開発校、幼稚園からやっているところもあるということでございますが、現在は三春町では小学校の外国語活動用の教員を 1 名、外国人をアメリカ人ですね、採用しております。そして小学校 1、2 年生ではですね、各学校 1 0 時間程度は必ずやるように指示をしております。 3、4 年生も同様でございます。そして三春町ではそういうことがせまられておりましたので、昨年度、町のですね学校教育研究委員会というのがございます。その研究員の 1 つのグループがですね、1 年生から 4 年生までの三春町独自のカリキュラムを作成いたしました。教材も作成をいたしましたのでご理解を賜りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

○1番(陰山丈夫君) さきほどね、一緒に聞けばよかったんでしょうけれども、言語力ですね、これについてですね、授業はすべて国語でやっていると、だから国語力は下がらないだろうという見方の答弁でございましたけれども、今、これは、高校大学ですね、に、進学した国語力が落ちている、といわれています。文字離れというんでしょうか。今そういう世の中の流れがございますので、その辺のですねことで、スマホ、ですね、見て読むのはすごく発達しているけれども、実際書く段になると書けない。そういうことが非常に高くなってきている。いうことなのですね。ですから、国語についても読み書き、書く。それから読解

力ですね、そういった部分についてですね、力を入れてほしいなあと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長!

- ○教育長 お答えいたします。国語力の向上ということでございますが、さきほど申し上げ ました日本語で授業を行っているということでございますが、今問われておりますのは、例 えば数式をですね、日本語で説明すること、とか、理科でですね、仮説をですね日本語でき ちっと説明して、こうなるであろうというようなことを日本語で説明するとか、そういうこ とに力を入れて文科省もやっております。もちろん三春町でもそういうことに力をいれてや っております。書くことにつきましてはですね、議員さん言われるように、いろいろ危惧さ れているところでありますが、先ほど英検の話をしましたけれど、今年から漢字検定という ことで、これは町のお金で1回は中学生受験するという体制も整ってございます。書くこと につきましても十分配慮しながら指導するように、学校指導して参りたいというふうに思っ ております。なお、三春町の教育の特徴としてはですね、今求められております横文字で申 し訳ありませんが、アクティブラーニングというのがキーワードになっておりまして、三春 町はですね、アクティブラーニングに沿ったような授業をこれまでもしてきたと思っており ます。例えば子供たちにアンケートをとりますと、班で、グループで学習することが多いと いう項目が文科省で来週あたり全国の調査がありますけども、三春町ではそういうみんなで 共同して勉強するということについては、突出して高く数値がでておりまして、そういうこ とが功を奏して全国を超えるような学力が今ついていると思っておりますので、さらに英語 ともども日本語につきましても、国語につきましても指導して参りたいというふうに思って おります。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

隂山丈夫君!

- ○1番(陰山丈夫君) 2番目の質問を行います。子どもの虫歯予防対策についてであります。昨日でしたかね、6時過ぎちょっとうちに戻ってテレビをなんとなくつけた時に、福島県は虫歯県とかっていうのがちょこっと出たんですね。やぁもっと早く帰ればよかったなぁと思って、この質問に今日の質問があるもんですから、失敗したなあとは思っていますが質問いたします。三春町の子どもたちがですね、平成22年度は県中管内で一番虫歯罹患率が高いという報告がございました。一部の歯科医師会では、ネグレクト、虐待ですね。に結びついている率が高いとも言われております。子ども健全育成のための虫歯予防対策についてお伺いします。
- ○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長!

○保健福祉課長 1番議員の質問にお答えいたします。はじめに、三春町の虫歯の罹患率についてご説明いたします。三春町の3歳児の虫歯罹患率は、ピーク時の平成21年度に51.6%であり、翌年の平成22年度には48.5%となり、県中管内11市町村中、最下位となった経過があり、議員ご指摘のとおりでございます。これを受け、町では平成22年度に町内の歯科医師及び県中保健所とともに、現状分析と課題を検討し、総合的な歯科保健対策を企画いたしました。これをもとに、妊娠期から母親への歯科保健指導を開始し、全ての乳幼

児健診において歯科衛生士による歯科保健指導を徹底して参りました。平成23年度からは、 乳幼児期のフッ素塗布事業を開始いたしました。幼児のフッ素塗布とは、歯の表面を補強し て虫歯を予防するもので、町では1歳6ヶ月児健診を初回として、6ヶ月間間隔で2歳、2 歳半、3歳と1人4回の歯科検診と歯科指導とともに、フッ素塗布を行うもので、対象とな る方に個別に通知をし、町内6か所の歯科診療所において全額町負担で実施をしております。 乳幼児期の虫歯予防対策の効果については、3歳児歯科健診の結果により評価を行っており ます。こうした取組みによりまして、現在では3歳児の虫歯罹患率は年々減少し、平成25 年度は県中保健所管内で4位となり、平成26年度の3歳児の虫歯罹患率は23.8%まで改 善することができました。一定の効果があったものであり、引き続きフッ素塗布事業の受診 率向上に努めてまいりたいと考えております。虫歯は生活習慣病であるとともに、虫歯菌に よる感染症でもあります。こうした正しい知識や生活習慣については子育て中の保護者だけ ではなく、子どもをとりまく地域全体で理解し、推進していくことが重要と考えています。 今後とも健康づくりの様々な機会を通じて、よりよい生活習慣が実践されるよう努めて参り ます。さらに、子どもの歯磨き習慣については、虫歯予防の目的以外に親子ふれあいの機会 の一つと考えております。負担なく、楽しみながら習慣づけできるような工夫にも配慮しな がら、子育て支援の一貫として推進して参りたいと考えております。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

○1番(陰山丈夫君) 虫歯によるネグレクト、このことについての答弁がなかったんですけれど、13年の12月ですね、毎日新聞、ネグレクトは虫歯が多いと、口腔内の外傷から暴力発覚、診療で子どもの虐待防止を、ということで静岡県医師会がシンポジウムを開いたと、いうのがあります。その他いろいろありますけれど、医師会では、結構ネグレクトにつながっている、ということをいろんなね報道機関とかあとネットとかにのせております。このことについて、ちょっとどのような見解をもっているかお尋ねをしたいと思います。

それからですね、これは毎年歯科健診やるわけなんですですけど、国保なんか成人の健診をやる場合は、疑わしいことがあると専門医かなんかにいって再検査しなさいよとかっていうのがありますね。子どもたちの虫歯について、結局、親が管理していかなければ、子ども自身はできないわけですね。ですから保護者に対して、どのような指導っていうのかな、お話の仕方、そのへんですね。お尋ねしたいと思います。

あとは7次長期計画の中に、健康部門の中で町内の歯科医院を増やそうという計画がのっていたと思うんですけど、これから人口減少があるわけですけれども、今進行中ですね。その中で歯科医師院を増やしていく、という計画がありますので、歯の大切さですか、そのことを非常に重視しているのかなというふうに思ってみております。ですからネグレクトと虫歯の子どもの保護者についての対応の仕方、人口減少の中で歯科医院を増やしていこうという考え方ですね。特に高齢社会を迎えますと、高齢者の口腔ですか、の治療が必要になってくるのでそういうふうなかたちをとっているのかなと思いますけど、とにかく課長のお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長!

〇保健福祉課長 すいませんでした。ネグレクトに対する回答でございますが、さきほど答 弁したとおり、歯磨きを一つの親子の触れ合いととらえ、ネグレクトに発展しないよう指導 して参りたいと考えております。乳幼児健診、段階毎にあるわけですが、その機会ごとに、 歯科検診、あるいは歯磨き、そういった指導を繰り返し行っております。ネグレクトにつきましては、その他の要因も関係することが予想されますので、対象者が発見され通報がされたというふうなことがあれば、複雑な家庭環境とかそういったものも要因に含まれますので、個々のケースに対応するように関係機関と連携しながら、対応するように考えていきたいと思っております。

親に対する指導ということで、さきほど一部申し上げましたが、乳幼児健診の機会毎に指導したいと思いますし、さきほど言いましたが、妊娠中のまだ出産に至らない段階から母親に対して歯科衛生の重要性、そういったものも行っていく、ということで現在取り組みしているところでございます。歯科医師の増についてですが、これにつきましては関係機関に機会あるごと呼びかけをしていきたいというふうに思ってますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

- ○1番(陰山丈夫君) あの、虫歯になると、これ動物全てそうですが、口から栄養分をね、補給して生きていくわけですけど、粗食できなくなるということで非常にあの健全な育成ができないということになると思うんですね。ですからさきほど、話ちょっとしましたけど、大人の健康診断があります。ちょっと疑わしい場合は精密検査しなさい、その結果をちゃんとお知らせしなさいよということで行われておりますけれども、この虫歯については、そういうことは一切ないわけですね。ただ虫歯は歯磨きをしてあげなさい、親子の触れ合いを持ちましょうというようなことなんですけど、ある程度、治療したかしないかぐらいまでの指導はできないんでしょうか。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長!

- ○保健福祉課長 乳幼児期の児童に対しては、さきほどから繰り返し申し上げていますが、 乳幼児健診そういった機会に状態を確認し、悪化が確認されれば、治療を促し指導すること にしております。また、4歳以上の児童にあっては、幼稚園、保育所あるいは小中学校にお いて、歯科検診を行なっておりますので、その虫歯の保有児童の保護者に対しては、結果の 通知と合わせて、治療の促しが指導され治療したかどうかということはその後保護者のほう から報告していただくようにしておりますので、それらで把握ができるかというふうに思っ ております。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

隂山丈夫君!

- ○1番(陰山丈夫君) はい。第3の質問を行います。人口減少対策についてであります。 お題目のようにいわれている少子高齢化対策、増田寛也氏著書「地方消滅」の中にある、地 域が生きる6モデルについての事例が紹介されています。三春町の人口減少対策に取り入れ られるものがあるか否か伺います。まず産業誘致型、2.産業開発型、ベッドタウン型、公共 財主導型、学園都市型、コンパクトシティ型。の6点について伺います。
- ○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

○町長 1番議員の質問にお答えいたします。人口減少対策に取り入れられるものがあるか

どうかについてですが、それぞれのモデルの考え方を踏まえ、町における取組みを整理すると、産業誘致型は企業誘致の強化などの取組み、産業開発型は農業の6次産業化や商業の活性化などの取組み、ベッドタウン型は空き家対策などの住宅施策の取組み、学園都市型は環境創造センターを活用した施策の検討、コンパクトシティ型は中心市街地の整備などが当てはまるものと考えております。

公共財主導型については、国家プロジェクト規模の大規模施設の立地を契機に人口減少を 防ぐ考え方であり、想定されるのは国の機関などの地方移転であろうかと考えておりますが、 この点については国が主体となる施策であることから、町での取組みは困難と考えておりま す。

いずれにしましても、「第7次三春町長期計画」による施策のほか、本年3月に取りまとめた「子ども・子育て支援事業計画」、現在策定している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など、人口減少対策に資する施策について、様々な観点から検討を行い、推進していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

○1番(陰山丈夫君) 今ですね、日本全体が人口減少に陥っているわけですけれども、そ の減少率のね、速度を抑えていくという、減少率を抑える、というところと、それから人口 が増えているというところ、そういうところがあろうかと思うんですね、あとは毎年のよう にどんどん減っていくと。減少率対策してるんでしょうけども、減少率が高いというところ もあると思うんですけれども。概してですね、人口が増になっていると、あるいは一定落ち 着いていると、いう自治体はある程度、大都市に隣接している所が多いんですね。ですから 郡山。三春町だと郡山市がありますね。郡山市だと非常に職場、が要するに雇用の場がある、 ということで、三春町ベッドタウン化の政策などしていけばですよ。ある程度の人口増は可 能かなというふうに思うんですね。ですからそういったことを、町がねこれから考えていく のかどうか。ですね、企業誘致というのはなかなか難しいと思うんですよ。ですから要する に隣町を利用して人口を増やしていくと、いうことが一番手短な方法かなというふうに思う んですね。郡山からだと三春町まで、例えばJRを使えば13分ですか、駅と駅の間はね、 それで三春町につきます。あと車で例えば入りますと美術館を通って中妻へ来るというふう な通路を通ればですよ、中妻まで8分くらいで入ってきますね。ですからそういうふうに非 常にあの利便性の高い場所にあるのかなというふうに私思うんですね。三春町はですね。で すから政策によっては人口増ですね、そういったのが可能ではないかと思います。それから 町が、非常に平坦部が少ない、というね、そういう地形的な不利はありますが、そういう地 の利ですね、距離的なものを利用すれば減少率も抑えられるだろうし、場合によっては増や していけるのかなと。

あとはですね、やはりこれからさきほど学校の話でました。これなどもですね、やはりあの町全体を上から見た鳥瞰図ですか。鳥瞰図を作っていって、一極集中みたいなねことじゃなくて、均等にはいかないでしょうけどもそれに近いような住宅の配置とかね、そういうのは三春町288のバイパスもできてますからね、可能性としては高いのかなというふうに私は考えているんですよ。そういった点についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

○町長 ただいま、人口減少対策についてのご提案といいますかね、意見といいますか、そ

れを述べていただきました。非常に貴重な意見だと思っております。若干内部でもですね、 そういう施策をどうしようかということで今、検討も始めているところであります。この震 災以降ですね、三春町で造成した住宅団地、岩本団地は若干まだ残っておりますけども、そ の他は全て完売といいますかね、決まっておりますし、今復興公営住宅団地が2か所程大き な団地ですけども造成されておりますが、これらは当初からね入居者が決まっているわけで ありますけれども、そのほかにですね、三春に住みたくて宅地を求めたり、家を建てたり、 あるいは中古住宅を買ったりしている方が100軒を超えております。この方々いずれ数年 後には、三春町に住所を移す方々ではないかとこのように期待をしておりますけれども、避 難者の方々がよく言われる言葉にですね、三春に住んで、三春町がこんなに便利のいいとこ だとは知らなかったと、こういう声をよく聞きます。それだけにですね、三春に住みたいと いう方々がここ数年、避難者を中心にでてくるだろうと、増えてくるだろうと思っておりま す。それはそれとして、それとは別にですね、大きな町で大きな住宅団地を造るというより は、今おっしゃったようにですね中堅型じゃなくて、やはり、三春町全体を見渡した中で、 例えばですよ、まだこうだというのではありませんけれども、一つの考え方として、学区単 位に小規模な住宅団地を造成する、という考え方もあってもいいのではないかと、そんな構 想もひそかに感じてはいるところであります。今後十分ですね、こういう郡山市が近い利便 性や立地条件等も検討しながらですね、人口減少対策を進めていきたいもんだなと、そんな 考えをしております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、散会といたします。 ご苦労様でした。

(散会 午後3時34分)

平成27年9月1日(火曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 隂 山 丈 夫 渡辺泰譽 3番 影 山 初 吉 2番 4番 佐藤 弘 5番 本田忠良 7番 儀 同 公 治 8番 渡 辺 正 久 9番 三 瓶 文 博 10番 佐久間 正 俊 14番 日下部 三 枝 12番橋 本善次 13番 鈴木利一 15番 小 林 鶴 夫 16番 渡邉勝雄

2 欠席議員は次のとおりである。

11番 佐藤 一八

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長

佐久間 收

書記 渡辺慎哉

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町		長	鈴	木	義	孝	
副	町	長	橋	本	國	春	

総	務	課	長	 工	藤	浩	之	財	務	課	長	佐夕	【間	幸	久
住	民	課	長	新	野	徳	秋	除	染 対	策 課	長	村	田	浩	憲
税	務	課	長	本	間		徹	保	健 福	祉 課	長	影	Щ	敏	夫
産	業	課	長	佐	藤	哲	郎	建	設	課	長	伊	藤		朗
会 会	計 管 計	理 者 室	兼 長	遠	藤	弘	子	企	業	局	長	増	子	伸	_

教育委員会委員長	武	地	優	子	教	育	長	遠	藤	真	弘	
教育次長兼教育課長	影	Щ	敏	夫	生 涯	学習課	!長	滝	波	広	寿	

農業委員会会長 宗 形 義 匡

代表監査委員 大津 茂

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年9月1日(水曜日) 午後2時20分開会

第1 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査

第2 付託議案の委員長報告及び審査

第3 議案の審議

議案第66号 町道路線の認定について

議案第67号 三春町帰還環境整備交付金基金条例の制定について

議案第68号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第73号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第74号 平成27年度三春町一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第75号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第76号 平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第77号 平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号) について
- 議案第78号 平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第79号 平成26年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第80号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第81号 平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第82号 平成26年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第83号 平成26年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第85号 平成26年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第86号 平成26年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決 算認定について
- 議案第87号 平成26年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 議案第88号 平成26年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第89号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第90号 安全保障関連二法案の廃案を強く求める意見書の提出について
- 議案第91号 再稼動した川内原子力発電所を直ちに停止させ、すべての原子力発電所を 絶対稼動させないことを強く求める意見書の提出について
- 第4 特別委員会委員長報告
- 6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後2時20分)

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

鈴木町長!

………・・ 町長発言の取り消し ・・…………

- ○町長 去る8月22日の一般質問における、影山初吉議員の第2の質問の再質問に対する 私の答弁については、一部不適切であるのでその発言の取り消しをしてほしい旨、議長より 依頼がありました。このことについては、熟慮した結果、議長の依頼を了承し、該当部分の 発言を取り消しいたしますので、よろしくお取り扱い願います。
- ○議長 ただいま町長から申し出がありました一般質問における答弁の「一部発言の取り消し」につきましては、会議録を精査の上、申し出の部分の取り消しを行うことにいたしますのでご了承願います。

なお、これに伴い、影山初吉議員の第2の質問の再々質問については関連がありますので、 こちらも会議録を精査の上、議長職権で取り消すことにいたします。

以上で、この件は終了といたします。

- ………・・ 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査 ・・………
- ○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。 付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長!

○総務常任委員長 総務常任委員会が9月定例会において付託を受けた陳情事件3件についてその審査の経過と結果について報告いたいます。

なお、審査については、8月24日、役場3階会議室において開会いたしました。

陳情事件第3号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書の採択について

陳情者 三春町字清水120「三春九条の会」代表世話人 伊藤 寛

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項 地方自治法第99条の規定により、安全保障関連2法案を即時撤回し、廃案を するよう求める意見書を提出すること。

陳情事件第4号 「国際平和支援法案」と「平和安全法整備法案」の二法案の廃案を求める意見書の提出について

陳情者 三春町字一本松 1 3 2 社会民主党田村総支部 代表 中村功二

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項 地方自治法第99条の規定により、関係機関に安全保障関連二法案の廃案を強く求める意見書を提出すること。

以上2件については関連があるため、併せて審議を行いました。議会事務局長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

陳情事件第5号 再稼働した川内原発を直ちに停止させ、すべての原発を稼働させないための意見書の提出について

陳情者 三春町字一本松 1 3 2 社会民主党田村総支部 代表 中村功二

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項 地方自治法第99条の規定により、関係機関に再稼働した川内原発を直ちに停止させ、すべての原子力発電所を絶対稼働させないことを強く求める意見書を提出すること。

以上について、議会事務局長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

………・・ 付託議案の委員長報告及び審査 ・・………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長!

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その 審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、8月21日に日程設定を行い、8月24日、25日、26日、27日 及び9月1日の6日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第67号 三春町帰還環境整備交付金基金条例の制定について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました 結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 以上3案について総務課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたし ました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました 結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号 平成27年度三春町一般会計補正予算(第2号)について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました 結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 平成26年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

関係する課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

- ○議長 経済建設常任委員長!
- **○経済建設常任委員長** 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付 託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月21日に日程設定を行い、8月24日、25日、26日、27日、 及び9月1日の6日間、現地調査を含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第66号 町道路線の認定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました 結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号 平成27年度三春町一般会計補正予算(第2号)について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 平成26年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第86号 平成26年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決 算認定について

議案第87号 平成26年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 平成26年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

以上3案について、企業局長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長!

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付 託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、8月21日に日程設定を行い、8月24日、25日、26日、27日及び9月1日の6日間、現地調査を含め第3委員会室において開会いたしました。

議案第71号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました 結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号 平成27年度三春町一般会計補正予算(第2号)について

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号 平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第76号 平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第78号 平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について

以上3案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 平成26年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、清掃総務費における御祭堂平地内土地借上料については、地権者と協議を行い早期に対処するよう意見を付して、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第80号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第82号 平成26年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成26年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

以上4案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第83号 平成26年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について 住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました 結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第73号、77号、84号及び89号の4議案につきましては、委員会 に付託せず、全体会で審査を行いましたので申し添えます。

……・・ 議 案 の 審 議 ・・………

- ○議長 日程第3により、議案の審議を行います。
- ○議長 議案第66号「町道路線の認定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議長 質疑なしと認めます。
 - これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第66号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号「三春帰還環境整備交付金基金条例の制定について」を議題といたします。 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第67号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号「三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といた します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第68号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号「三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第69号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第70号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第71号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第72号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題と いたします。 (武地教育委員長より議長の声あり)

- ○教育委員長 本議案は、私の一身上に関する議案ですので退場を許可願います。
- ○議長 退場を許可いたします。

(武地教育委員長退場)

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。 (なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、「議案第73号」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり武地優子氏を教育委員会委員に任命することに同意すること に決定いたしました。

○議長 武地氏の入場を許可いたします。

(武地氏入場)

○議長 ただいま、教育委員会委員の任命に同意をいたしました 武地優子氏より、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

- ○武地委員 ただいま、教育委員として同意いただきました武地でございます。4期目になります。今までの経験を生かし、三春の教育のために働いていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長 議案第74号「平成27年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題 といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第74号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号「平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第75号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号「平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第76号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第77号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号「平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第78号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成26年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款・項・目、ページ数を示してから質疑をお願いします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第79号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第80号「平成26年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を 議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第80号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第81号「平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第81号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第82号「平成26年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題 といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第82号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第83号「平成26年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第83号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第84号「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第84号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第85号「平成26年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第85号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第86号「平成26年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分、及び歳入歳出 決算認定について」を議題といたします。

剰余金計算書、及び処分計算書(案)について質疑を許します。

(なしの声あり)

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第86号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第87号「平成26年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題 といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長討論なしと認めます。

これより「議案第87号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第88号「平成26年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題 といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第88号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第89号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といた します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより「議案第89号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、8番渡辺正久君外2名より

議案第90号「安全保障関連二法案の廃案を強く求める意見書の提出について」

7番儀同公治君外2名より

議案第91号「再稼動した川内原子力発電所を直ちに停止させ、すべての原子力発電所を 絶対稼動させないことを強く求める意見書の提出について」

が提出されました。

○議長 この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第90号及び議案第91号の「2議案」を日程第3に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(事務局が議案書を配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

議案第90号「安全保障関連二法案の廃案を強く求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

8番渡辺正久君!

○8番(渡辺正久君)

議案第90号「安全保障関連二法案の廃案を強く求める意見書の提出について」 地方自治法第99条の規定により、「安全保障関連二法案の廃案を強く求める意見書」を、 別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成27年9月1日提出

提出者 三春町議会議員 渡辺正久

賛成者 三春町議会議員 橋本善次

賛成者 三春町議会議員 鈴木利一

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成27年9月1日 三春町議会議長 渡邉勝雄

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第90号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。 議案第91号「再稼動した川内原子力発電所を直ちに停止させ、すべての原子力発電所を 絶対稼動させないことを強く求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

7番儀同公治君!

○7番(儀同公治君)

議案第91号「再稼動した川内原子力発電所を直ちに停止させ、すべての原子力発電所を 絶対稼動させないことを強く求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、「再稼動した川内原子力発電所を直ちに停止させ、すべての原子力発電所を絶対稼動させないことを強く求める意見書」を、別紙のとおり関係機関

に提出するものとする。

平成27年9月1日提出

提出者 三春町議会議員 儀同公治

賛成者 三春町議会議員 佐久間正俊

賛成者 三春町議会議員 日下部三枝

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成27年9月1日 三春町議会議長 渡邉勝雄

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第91号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

………・・ 特別委員会委員長の報告 ・・………

○議長 日程第4により、「特別委員会委員長の報告」についてを議題といたします。

本定例会が、議員の任期最終となりますので、特別委員会の付託に係る事項について報告を求めたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長の報告を求めます。

桜川河川改修推進特別委員会委員長!

○**桜川河川改修推進特別委員会委員長** 桜川河川改修推進特別委員会より報告をいたします。

桜川河川改修推進特別委員会は、現議員任期の中での初めての委員会を平成23年10月 21日に開催して以来、本日まで、一級河川桜川河川改修事業や町が実施する周辺整備の取 組状況などについて慎重審査をしてまいりました。

また、多くの町民の皆さんのご意見を事業に反映させるため、「地区説明会」や「桜川改修を進める会」など各種会合に参加するとともに、整備後の利活用や維持管理を町民協働により実施していくため、「桜川河川敷きの環境整備について」福島県県中建設事務所長に要望を実施したほか、臨時の特別委員会や現地調査を実施するなど積極的に活動を実施してきました。

これまでの審査内容について概要を申し上げます。

平成23年12月から平成24年6月の3回の定例会のほか、平成24年1月24日、同5月31日及び6月22日に臨時特別委員会を開催し、役場脇駐車場を「町の玄関拠点」と

して利活用するため、約60mのBOXカルバートを設置する計画の是非について審査を実施しました。

結果は、町より平成24年6月22日臨時特別委員会において、「役場脇駐車場を庁舎建替 え候補地に決定したことから計画を断念する」報告があり審査を終了しました。

その後も委員会のたびに、桜川河川改修事業、関連県事業及び町が実施します周辺整備について報告を受け、慎重審査を重ねて参りました。

桜川河川改修は、当初、平成20年度より概ね5年を目途に上流工区約2.7kmの改修を全て実施する予定であり、現議員任期中に全区間完成するものと期待していましたが、平成25年度以降、工事の入札不調が続き完成を見ることなく任期を満了することになり非常に残念でありますが、新町橋架替え工事に関連し道路工事で発注されます約20mを除き、既に工事に着手されており、全区間での完成が確実に近づいてきたこと、町が実施しました「百杯宴広場」や「公衆トイレ」の建設など桜川周辺の整備が進められたことは、桜川河川改修推進特別委員会の4年間の審査の成果であると自負しております。

また、先に述べましたとおり平成26年7月10日には、町長、議長とともに全委員で福島県県中建設事務所長に「桜川河川敷きの環境整備について」要望を実施しました。これは、河川改修後に町民の皆様とともに桜川の利活用や維持管理を実施していくため、改修工事により堆積した土砂を撤去し、生い茂った草木を刈払いし、町民の皆様の河川に関した活動が円滑に実施できるようにすることで、より積極的な参加を促すためのものです。

以上のように当委員会では、桜川河川改修及び周辺事業が円滑に、より良いものとなるよう審査するばかりでなく、改修後の利活用や維持管理についても、より良いものとなるように積極的な活動をして参りました。

なお、今後も桜川河川改修事業が完了するまで、引き続きその推移を町議会としましても、 責任をもって注視していく必要があると考えます。

桜川河川改修事業 上流工区の一日も早い完成を期待し、桜川河川改修推進特別委員会の 4年間の総括とします。

- ○**議長** 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長
- ○**三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長** 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

当委員会は、平成23年9月の任期満了に伴う三春町議会議員一般選挙が行われた後、今日に至るまで、計23回の委員会を開催して参りました。

平成23年度は、新三春中学校建設工事の進捗状況や同工事の監理業務委託について説明を求め、審査を行いました。また、三春小学校耐震補強大規模改造工事設計業務委託について、業務の内容等について説明を求め、審査を行いました。

平成24年度は、新三春中学校における調理機器、生徒用机及び椅子、家具備品、スクールバス等購入の契約状況について説明を求め、審査を行いました。なお、新三春中学校に関しましては、建設現場に2回赴いて現地調査を実施し、工事の進捗状況や備品等の設置状況を確認するとともに、スクールバスの試乗を行いました。

また、学校給食における共同調理場の再編方針や、今後の就学児童予定者数、沢石小学校の移転計画について報告を受けました。

平成25年度は、三春小学校耐震補強大規模改造工事の概要及び工法等について説明を求め、審査を行いました。なお、三春小学校の工事期間中、仮校舎として使用中の旧三春中学校に赴き、現地調査を行うとともに児童の学校生活等について説明を求め、現況の確認を行

いました。

また、4月に開校した三春中学校については、校舎・体育館・武道場の現地調査を行い、 併せて生徒の学校生活について説明を求め、現況の確認を行いました。

平成26年度は、三春小学校耐震補強大規模改造工事の現地調査として、竣工前に工事の 進捗状況を確認しました。さらに、竣工後においては、工事の完成状況を確認するとともに、 改修後の児童の学校生活について説明を求め、現況の確認を行いました。

なお、他の現地調査としましては、第2保育所内に設置されている三春町子育て支援センターに赴き、施設の構造や利用状況について説明を求め、現況の確認を行いました。

また、平成27年度より指定管理者制度に移行する第1保育所での引継ぎ状況等について 説明を求め、審査を行いました。

平成27年度は、第1保育所の現地調査を実施し、指定管理者制度での運営状況について 説明を求め、現況の確認を行いました。

6月には、視察研修として、山形県の鶴岡市役所及び真室川町役場を訪問調査し、小学校 再編の取組みについて研修を実施しました。その後、この研修成果を踏まえて、委員会とし ての総括に係る協議を経た後、議長へ小学校の適正規模、適正配置についての総括報告と町 執行部への要請を行いました。

また、8月12、13日の両日に開催された臨時議会において、委員長の辞任、委員の辞任、委員会の定数、正副委員長の選任について審査を行いました。

今期は、大震災と原発事故の被害への対応といった、これまでに経験したことのない諸対 応へ向けて、全町民が全力を傾注している時期と重なるものでありました。

このような状況の中ではありましたが、震災発生以前より進めていた新三春中学校も当初計画どおり開校できたことや、三春小学校耐震補強大規模改造工事の完了に伴い、町内全ての小中学校が耐震性能を有する施設に改善されたことなど、多くの関係者の協力のもと、教育環境の向上に向けての取組みがなされました。

子どもたちを取り巻く環境は絶えず変化しておりますが、いつの時代においても、教育環境の最適化を図っていくことは、将来を担う子どもたちにとって大変大切なものであると考えております。

以上、活動内容を申し上げますとともに、町当局及び教育委員会においては、今後とも引き続き安全安心な教育環境づくりを目指し、事業の推進等に努められるよう切望し、三春町町立学校再編等調査特別委員会の報告といたします。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生の各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長より、 所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、 別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませ んか。 (異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

鈴木町長!

よって、各特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。 ここで、町長より発言があればこれを許します。

○町長 長丁場の定例会、議員の皆さん方には精力的に議案審査をしていただき、全議案可決・同意・認定をしていただきまして、誠にありがとうございます。定例会が終わりますと、選挙を迎えます。今期で退任される議員の方々には、長年に渡って町発展のためにご活躍をいただきました。心から感謝と敬意を表したいと思います。また、出馬を予定されている議員の方々には、全員、当選されまして、町発展のために再度ご活躍いただきますように期待を申し上げまして、挨拶にいたします。ご苦労様でした。

○議長 これをもって、平成27年三春町議会9月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後3時23分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月1日

福島県田村郡三春町議会

議長

署名議員

署名議員

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採	決	議決の状況
議案第66号	町道路線の認定について	全	員	原案可決
議案第67号	三春町帰還環境整備交付金基金条例の制定について	全	員	原案可決
議案第68号	三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定に ついて	全	員	原案可決
議案第69号	三春町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制 定について	全	員	原案同意
議案第70号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全	員	原案可決
議案第71号	三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	全	員	原案可決
議案第72号	三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	全	員	原案可決
議案第73号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全	員	同意
議案第74号	平成27年度三春町一般会計補正予算(第2号)について	全	員	原案可決
議案第75号	平成27年度三春町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について	全	員	原案可決
議案第76号	平成27年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号) について	全	員	原案可決
議案第77号	平成27年度三春町放射性物質対策特別会計補正予 算(第2号)について	全	員	原案可決
議案第78号	平成27年度三春町病院事業会計補正予算(第1号) について	全	員	原案可決
議案第79号	平成26年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全	員	原案可決
議案第80号	平成26年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について	全	員	原案可決
議案第81号	平成26年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全	員	原案可決
議案第82号	平成26年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について	全	員	原案可決
議案第83号	平成26年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出 決算認定について	全	員	原案可決
議案第84号	平成26年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳 出決算認定について	全	員	原案可決
議案第85号	平成26年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定 について	全	員	原案可決
議案第86号	平成26年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金 の処分及び歳入歳出決算認定について	全	員	原案可決
議案第87号	平成26年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算 認定について	全	員	原案可決

議案第88号	平成26年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算 認定について	全	員	原案可決
議案第89号	三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定 について	全	員	原案可決
議案第90号	安全保障関連二法案の廃案を強く求める意見書の 提出について	全	員	原案可決
議案第91号	再稼動した川内原子力発電所を直ちに停止させ、すべての原子力発電所を絶対稼動させないことを強く求める意見書の提出について	全	員	原案可決